



前回会合を踏まえた追加質問事項に対する 各者からの回答

令和8年3月23日
事務局

目次

前回会合を踏まえた追加質問事項	1
NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社 回答	7
KDDI株式会社 回答	29
株式会社NTTドコモ 回答	52
ソフトバンク株式会社 回答	63
楽天モバイル株式会社 回答	72
株式会社アイ・ピー・エス・プロ 回答	83
NTTドコモビジネス株式会社 回答	103
Coltテクノロジーサービス株式会社 回答	108
フリービット株式会社 回答	114
一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会 回答	115
株式会社エネコム 回答	121

IP網への移行完了やそれに伴う事業者間の接続形態の変容、音声トラヒックの減少傾向等を踏まえた音声接続料の在り方における追加質問

令和8年2月24日
料金サービス課

IP網への移行完了やそれに伴う事業者間の接続形態の変容、音声トラヒックの減少傾向等を踏まえた音声接続料の在り方のヒアリングに御協力いただきありがとうございました。以下の追加質問についても御回答いただきますようお願いいたします。

なお、以下の質問事項には、可能な限り詳細に御回答いただくとともに、**対外秘情報が含まれる場合については、該当箇所を赤字にて御記載ください。**対外秘情報については、「情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会」の委員及び総務省限りの扱いとさせていただきます。

【×切：令和8年3月4日（水）17時】

1 ビル&キープ方式に関する状況について

(1) 御社は、ビル&キープ方式で合意した接続事業者との間でなぜ当該方式で合意したのか。また、当該接続事業者は、なぜ御社との間でビル&キープ方式で合意することができたと考えるか。(対現在ビル&キープ方式を実施している事業者)

2 ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

(1) 通信事業者が接続料収入を高めるために非効率な設備投資を行うことはあり得ないということであれば、どうして「非効率性排除の明確な見通しが示されない限りLRICは継続すべき」という意見になるのか。(対ソフトバンク)

(2) 社会的責務に伴うコストを受益者から適正に回収することが重要とのことだが、サービスの維持や安定性確保等は着信者も受益しているのではないか。発信者のみを受益者とする理由は何か。自網において発信・着信できる便益を自社ユーザが受けると考えれば、ビル&キープ方式も適正なコスト回収と言えるのではないか。(対各事業者)

(3) 仮に利用者の利用傾向が同一であれば、事業者規模が異なっても発着信バランスが均衡すると思われるが、トラヒック量が片務的になる理由としてはどのような理由が考えられるか。かけ放題の有無の他にも理由があるか。(対アイ・ピー・エス・プロ)

(4) 仮に全ての呼種でビル&キープを導入した場合であっても、接続会計の

整理、データ接続料の算定、その他精算業務（番号ポータビリティ、工事費、MVNO との精算等）は残るため、ビル&キープ方式の原則化によるコスト削減効果は極めて限定的との意見についてどう考えるか。（対 NTT ドコモ、KDDI）

（5）モバイルと固定で発信接続事業者が負担する接続料の算定区間が異なることについて、モバイル事業者は固定事業者の加入者回線についてコスト負担なく利用できる状況についてはどう考えるのか。（対ソフトバンク）

（6）ビル&キープを原則化すると、モバイル事業者が整備した全国エリアを固定事業者はコスト負担なく利用できる状況となり公平性を損なうという意見についてどう考えるか。（対各事業者）

（7）モバイルの音声接続料については、音声・データ間の費用配賦の影響も大きく、必ずしも規模の経済により大規模事業者が有利とは言えないのではないかと考えるが、携帯事業は規模の経済が働きやすく、ビル&キープを原則化した場合、大規模事業者のみを利するため公平性を損なうとの意見についてどう考えるか。（対 NTT ドコモ、KDDI、楽天モバイル）

（8）現に新規に音声市場に参入した事業者が、接続料の算定や交渉が参入障壁であるとしてビル&キープ方式を提案していることを踏まえてどう考えるか。（対ソフトバンク、アイ・ピー・エス・プロ）

（9）ビル&キープを原則化した場合、むしろ参入障壁が高くなる可能性があるとの意見についてどう考えるか。（対フリービット）

（10）ビル&キープ方式の原則化によりコスト回収の問題が発生し得るのは、発着信トラヒックバランスの差異や音声接続料水準の差異が原因と思われるが、このうち、発着信トラヒックバランスの差異については、どのような原因で発生していると考えるか。単に事業者の規模が異なるだけでは発着信バランスに大きな差異が生まれるとは考えられず、例えば、①かけ放題の有無等、利用者料金の違い、②利用者にコールセンターが多い等、利用者の利用傾向の違い、③地方のみでサービス提供を行う場合に都市部への発信が多い等、地域差が考えられるか。その他に考えられる原因があるか。（対各事業者）

（11）上記の各原因による発着信トラヒックバランスの差異について、仮にビル&キープ方式の原則化を行うに当たり何らかの方策が必要と考えられるものがあるか。（対各事業者）

（12）PSTN マイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期にも配慮する必要があるとの意見についてどう考えるか。配慮が必要と考える場合、具体的な更改時期としてはいつ頃が想定されるか。（対各事業者）

3 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種について

- (1) 片務的な呼種として、着信課金、国際通話、MVNO 向けのプレフィックス自動付与機能に係る通話が挙げられているが、それ以外に留意すべき呼種があるか。(対各事業者)
- (2) 各社における、片務呼に係るトラフィック量、接続料取引額の規模はどの程度か。(対各事業者)
- (3) 片務的な呼種の精算方法として、トラフィックによらない定額やレベニューシェア等の精算方式を導入するとの意見についてどう考えるか。(対各事業者)
- (4) ビル&キープ方式の一律導入のためには、片務的な呼種の課題解決が必要だが、具体的にどのように検討すれば課題解決できると考えるのか。(ビル&キープ方式の原則化に賛同する事業者からより具体案を示す必要があるのではないか) (対 NTT 東西、KDDI、NTT ドコモ、NTT ドコモビジネス)
- (5) ビル&キープ方式の原則化に当たっては、一般呼における発着信トラフィックバランスの差異による「片務性」についても、片務的な呼種と同様に課題があるとの意見についてどう考えるか。(対 NTT 東西、KDDI、NTT ドコモ、NTT ドコモビジネス)

4 事業者の投資行動への影響について

- (1) 仮にビル&キープ方式を原則化した場合、音声サービスに係る設備投資を継続・拡大する事業者がいる一方で、音声サービスに係る設備投資を抑制する事業者も出てくる可能性があると考えますが、ビル&キープ方式の原則化がネットワーク全体の最適化につながると考えるか。(対各事業者)

IP網への移行完了やメタル回線設備縮退等のネットワーク環境の変化を踏まえたメタルIP電話に係る接続ルールの在り方における追加質問

令和8年2月24日
料金サービス課

IP網への移行完了やメタル回線設備縮退等のネットワーク環境の変化を踏まえたメタルIP電話に係る接続ルールの在り方のヒアリングに御協力いただきありがとうございました。以下の追加質問についても御回答いただきますようお願いいたします。

なお、以下の質問事項には、可能な限り詳細に御回答いただくとともに、**対外秘情報が含まれる場合については、該当箇所を赤字にて御記載ください。**対外秘情報については、「情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会」の委員及び総務省限りの扱いとさせていただきます。

【×切：令和8年3月4日（水）17時】

1 メタル收容装置等の提供における非効率性の排除の見通し

(1) LRIC方式廃止後においてメタル收容装置等の提供における非効率性がどのように排除されるのか明確な見通しを示すべきではないか。

(需要の減少に応じて設備量を削減することは難しいとしても、先行実施エリアにおける実施結果等を踏まえた上で、2028年度を目途に策定予定のエリア単位での段階的なサービス移行計画をもとに、例えば、設備を集約するなど、設備費用がより効率的となるような設備計画を策定・開示することについて、どのように考えるか。)(対NTT東西)

(2) 非効率性排除の明確な見通しとして、具体的に何が示されるべきと考えるか。(対ソフトバンク、楽天モバイル、Coltテクノロジーサービス)

(3) ビル&キープ方式原則化の議論においては、「接続料収入を高めるために非効率な設備投資を行うことはあり得ない」と主張されているところ、本件においては非効率性排除の明確な見通しを求めることとの整合性について、どのように考えるか。(対ソフトバンク)

2 固定系非指定通信事業者の接続料のベンチマークとしての役割

(1) 現在どのようなベンチマークを用いており、LRIC方式から実績原価方式に変更された場合には具体的にどのような影響が及ぶのか。(対ソフトバンク、JUSA)

(2) PSTNマイグレーション後はNTT東西の「組合せ適用単金」が新たなベンチマークとなっており、その組合せ単金の形成要素であるメタルIP電話

接続料を LRIC 方式から実績原価方式へ変更しても影響は軽微との指摘について、どのように考えるか。(対ソフトバンク、JUSA)

(3) 事業者間協議が滞るリスクが懸念されるのであれば、LRIC 方式を廃止しビル&キープ方式を原則化することにより、そもそも接続料の協議自体が不要となり、強い交渉力を有する大手事業者から低廉な接続料を求められるリスクもなくなるが、どのように考えるか。(対ソフトバンク、JUSA)

3 LRIC 方式を継続する場合における運用プロセスの簡素化

(1) 仮に、LRIC 方式から実績原価方式、ビル&キープ方式等に移行するとした場合、それまでの期間における時限措置となる LRIC 方式の運用プロセスの簡素化を行うことの必要性について、今後検討にかける労力と得られる成果も考慮して、どのように考えるか。(対 NTT 東西、KDDI、ソフトバンク)

(2) LRIC 方式の運用にあたり、事業者・行政コストの低減を図る観点で、入力値の固定化以外の簡素化の手法としてはどのようなものが考えられるか。(対 NTT 東西、KDDI、ソフトバンク)

4 実績原価方式への移行

(1) 現行制度では LRIC 方式が適用されるメタル IP 電話固有部分の接続料は東西均一料金となっているが、LRIC 方式から実際費用方式に移行した場合、東西それぞれの費用を踏まえて東西別料金とするか、それとも東西均一料金を維持すべきかについて、理由も含めて、どのように考えるか。(対各事業者)

(2) 東西別料金とする場合、東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令は廃止することでよいか。(対各事業者)

5 メタル IP 電話の接続料について実績原価方式に移行した場合におけるワイヤレス固定電話の接続料の扱い

(1) メタル IP 電話固有分の接続料算定方式について、LRIC 方式から実際費用方式に置き換えた場合においても、ワイヤレス固定電話の接続料(実際費用方式)がメタル IP 電話の接続料(実際費用方式)を下回ることが見込まれない限り、メタル IP 電話の接続料と同額を設定するという現行制度の考えを維持することについて、どのように考えるか。(対 NTT 東西)

(2) ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を算定する際に、LRIC 方式の場合は、ワイヤレス固定電話の回線数と通信量等(通信時間・通信回数)をメタル IP 電話に合算して算定しているところ、実際費用方式に置き換えた場合でも、現行の考え方を維持可能か。(対 NTT 東西)

- 6 LRIC方式の廃止による事業運営への影響及びそれを踏まえた激変緩和措置**
- (1) 仮に実際費用方式に移行した場合、2028年度以降の接続料水準が更に上昇する可能性もあることから、接続事業者に過剰に転嫁されることがないよう、先行実施エリアにおける実施結果等を踏まえた上で、2028年度を目途に策定予定のエリア単位での段階的なサービス移行計画をもとに、例えば、設備を集約するなど、設備費用がより効率的となるような設備計画を策定・開示することについて、どのように考えるか。(対NTT東西)
- (2) 激変緩和措置等の対策を検討いただきたいと主張される「接続料の上昇により他事業者の事業運営に影響を与える場合」とは、具体的にどの程度の接続料水準の上昇を指しているのか。(対楽天モバイル)
- (3) 激変緩和措置の例として挙げられている、2025年の料金を上限額として5年程度を目安に適用する措置は、どのような考えに基づくものか。(対楽天モバイル)
- 7 「裁定方針」第3項におけるLRIC方式に代わる手法の在り方**
- (1) 低廉な接続料等(業界最低水準等)を用いるべきとあるが、具体的にどのようなものを想定しているのか。例えば、NTT東西の認可を受けた接続約款に定める接続料が考えられるか。(対NTTドコモ)
- 8 「裁定方針」第2項における有効なデータの提供が行われるため等の環境整備**
- (1) 非指定事業者の原価等の算定を可能とするため、会社法等に基づく計算書類等を基にした算定に必要なデータの要件やネットワーク図等を予め総務省が例示すべきとの指摘について、どう考えるか。また、「算定に必要なデータの要件」として挙げられているもの(=費用は電気通信業務に係るものに限定する、原価に営業費は含めない、音声・データ等で共通的に発生する費用はトラヒックにて配賦)以外にどのような要件を求めるべきか。(対各事業者)
- (2) 加入者向け料金における網使用料の原価率(※事務局注:アイ・ピー・エス・プロより、音声接続に係る組合せ適用接続機能の料金額における東西の単純平均を加入電話の一般通話料(県内通話及び県間通話)で除した数の旨回答あり)について一定の統計を取り、継続して公開していくべきとの指摘について、どう考えるか。(対NTT東西)

接続政策委員会(第78回) 事務局質問事項への回答

IP網への移行完了やそれに伴う事業者間の
接続形態の変容、音声トラヒックの減少傾向等
を踏まえた音声接続料の在り方

2026年3月4日

事務局質問事項への回答 音声接続料の在り方について

(論点2)接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。

事務局質問

ビル&キープ方式について挙げられたメリット(自網コストの効率化、事業者間の公平性、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等)及びデメリット(小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等)についてどのように考えるか。特にデメリットについて、具体的に問題となる行為、状況としてどんなことが想定されるか

- 社会的責務に伴うコストを受益者から適正に回収することが重要とのことだが、サービスの維持や安定性確保等は着信者も受益しているのではないか。発信者のみを受益者とする理由は何か。自網において発信・着信できる便益を自社ユーザが受けると考えれば、ビル&キープ方式も適正なコスト回収と言えるのではないか。

当社の考え

- 音声通話は、発信者と着信者の双方を接続し、双方向のコミュニケーションを実現するものであることを踏まえれば、発信者・着信者のいずれにおいても一定の受益が存在すると考えます。
- その上で、ビル&キープ方式は、着信先となる事業者が料金設定事業者に対しトラヒック量に応じてコスト負担を求める現行の方式から、自社のサービス料金によって自社コストのすべてを賄う方式へ転換を図るものであり、コスト回収方式の一つとして採用し得るものと考えます。

事務局質問事項への回答 音声接続料の在り方について

(論点2)接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。

事務局質問

ビル&キープ方式について挙げられたメリット(自網コストの効率化、事業者間の公平性、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等)及びデメリット(小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等)についてどのように考えるか。特にデメリットについて、具体的に問題となる行為、状況としてどんなことが想定されるか

- ビル&キープを原則化すると、モバイル事業者が整備した全国エリアを固定事業者はコスト負担なく利用できる状況となり公平性を損なうという意見についてどう考えるか。

当社の考え

- ビル&キープ方式は、着信先となる事業者が料金設定事業者に対しラヒック量に応じてコスト負担を求める現行の方式から、自社のサービス料金によって自社コストのすべてを賄う方式へ転換を図るものですが、どの事業者にとっても、自らの判断によりコストやユーザ料金をコントロールすることが可能となる点で公平であると考えます。
- また、PSTNからIP網への移行(2024年12月末で完了)により、全事業者が東京・大阪の繋ぐPOIビルにおいて2社間の直接接続を行う形となることで、お互いに対称・対等な関係となっていることも踏まえれば、提供エリアや設備構成によって不公平が生じるものではないと考えます。
- なお、全国エリアで設備構築しているといった点については、モバイル事業者のみならず、固定事業者である当社においても同様であり、モバイル事業者も当社が全国エリアに整備した設備を利用できることを踏まえると、モバイル事業者と固定事業者との間で公平性が損なわれるものではないと考えます。

事務局質問事項への回答 音声接続料の在り方について

(論点2)接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。

事務局質問

ビル&キープ方式について挙げられたメリット(自網コストの効率化、事業者間の公平性、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等)及びデメリット(小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等)についてどのように考えるか。特にデメリットについて、具体的に問題となる行為、状況としてどんなことが想定されるか

- ビル&キープ方式の原則化によりコスト回収の問題が発生し得るのは、発着信トラフィックバランスの差異や音声接続料水準の差異が原因と思われるが、このうち、発着信トラフィックバランスの差異については、どのような原因で発生していると考えるか。単に事業者の規模が異なるだけでは発着信バランスに大きな差異が生まれるとは考えられず、例えば、①かけ放題の有無等、利用者料金の違い、②利用者にコールセンターが多い等、利用者の利用傾向の違い、③地方のみでサービス提供を行う場合に都市部への発信が多い等、地域差が考えられるか。その他に考えられる原因があるか。

当社の考え

- 発着信トラフィックバランスの差異は、各事業者の料金体系、利用者属性、サービス提供地域等の違いが一定程度影響している**と考えられます。
- 特に、一部の事業者では、かけ放題メニューを提供しており、当該事業者のユーザについては、他の事業者のユーザより、発信トラフィックが着信トラフィックより相対的に多くなる傾向が生じていると考えられます。
- また、利用エリアの観点から、県間通話における都道府県別の発着信比率を確認すると、東京都においては他の道府県からの着信が相対的に多くなっています。その要因について詳細は分かりかねますが、東京都は他地域に比べて法人ユーザが多いことや本社が設置されている比率も高いことから、他地域の顧客から東京の法人への問い合わせ、他地域の支店から東京の本社への問い合わせ等に係る着信が多くなっていることも要因の一つと想定されます。

■県間通話における都道府県別の発着信比率 ※一般社団法人電気通信事業者協会「テレコムデータブック2024(TCA編)」を基に当社にて作成

都道府県	他都道府県への発信	他都道府県からの着信
東京都	45.2%	54.8% (主な発信元都道府県：神奈川県・埼玉県・千葉県・大阪府)
愛知県	51.8% (主な発信先都道府県：東京都・大阪府・岐阜県)	48.2%
大阪府	50.8% (主な発信先都道府県：東京都・兵庫県・京都府)	49.2%
山形県	49.4% (主な発信先都道府県：宮城県・東京都)	50.6%
高知県	50.5% (主な発信先都道府県：東京都・大阪府・香川県)	49.5%

事務局質問事項への回答 音声接続料の在り方について

事務局質問

(論点2)接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。

ビル&キープ方式について挙げられたメリット(自網コストの効率化、事業者間の公平性、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等)及びデメリット(小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等)についてどのように考えるか。特にデメリットについて、具体的に問題となる行為、状況としてどんなことが想定されるか

- 上記の各原因による発着信トラフィックバランスの差異について、仮にビル&キープ方式の原則化を行うに当たり何らかの方策が必要と考えられるものがあるか。

当社の考え

- ビル&キープ方式は、着信先となる事業者が料金設定事業者に対しトラフィック量に応じてコスト負担を求める現行の方式から、自社のサービス料金によって自社コストのすべてを賄う方式へ転換を図るものです。すなわち、各事業者が自社ユーザの獲得や自網コストの削減に主体的に取り組むことを前提とするものであるため、トラフィックバランスの差異が大きな問題になるものではないと考えます。
- また、無料通信アプリやSNS等を用いた新たなコミュニケーション形態が主流となった現在においては、音声サービスは多様なコミュニケーション手段の一つに過ぎなくなっており、通信手段としての効用は相対的に低下しています。今後も音声サービスのトラフィックは継続的に減少すると見込まれることから、トラフィックバランスの差異の影響も、今後さらに縮小していくものと考えられます。

事務局質問事項への回答 音声接続料の在り方について

事務局質問

(論点2)接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。

ビル&キープ方式について挙げられたメリット(自網コストの効率化、事業者間の公平性、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等)及びデメリット(小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等)についてどのように考えるか。特にデメリットについて、具体的に問題となる行為、状況としてどんなことが想定されるか

- PSTNマイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期にも配慮する必要があるとの意見についてどう考えるか。配慮が必要と考える場合、具体的な更改時期としてはいつ頃が想定されるか。

当社の考え

- 当社としては、規制対応および運用コストの最小化の観点から、精算システムの更改時期にかかわらず、全事業者で一律(同時期に採用)・公平(事業者ごとの採用有無に差異なし)にビル&キープ方式を導入すべきであると考えます。
- ビル&キープ方式は、本来、各事業者における精算コストの削減を目的とするものですが、個社ごとの精算システムの更改時期に合わせてビル&キープ方式を段階的に導入した場合、かえって運用コストを増加させるおそれ(経過措置の内容によっては、精算コストや、各社との条件の折衝等に係るコスト等が増加)があり、ビル&キープ方式の本来の目的と逆行することになるため、採り得ないものと考えます。
- ビル&キープ方式導入にあたっては、制度上、ビル&キープ方式の導入時期を明確に定めた上で、各事業者がその時期に向けて計画的に移行を進めることが最も合理的であると考えます。

事務局質問事項への回答 音声接続料の在り方について

事務局質問

(論点2)接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。
対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種についてどのように考えるか。(続き)

- 片務的な呼種として、着信課金、国際通話、MVNO向けのプレフィックス自動付与機能に係る通話が挙げられているが、それ以外に留意すべき呼種があるか。

当社の考え

- 着信課金、国際通話のほか、00XY(事業者識別番号)、緊急通報呼・コールバック呼、災害用伝言ダイヤル、公衆電話についても留意する必要があるものと考えます。

事務局質問事項への回答 音声接続料の在り方について

事務局質問

(論点2)接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。
対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種についてどのように考えるか。(続き)

- 各社における、片務呼に係るトラフィック量、接続料取引額の規模はどの程度か。

当社の考え

- NTT東西における、主な片務的な呼種(着信課金・国際電話)に係るトラフィック量、接続料取引額については、以下の通りです。

■2025年1月~12月実績

呼種	支払・受取	区分	東日本	西日本	東西計
国際呼(NTT東西発→国際着)					
着信課金呼(フリーコール、ナビダイヤル)					

赤枠内構成員限り

事務局質問事項への回答 音声接続料の在り方について

事務局質問

(論点2)接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。
対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種についてどのように考えるか。(続き)

- 片務的な呼種の精算方法として、トラヒックによらない定額やレベニューシェア等の精算方式を導入するとの意見についてどう考えるか。

当社の考え

- 当社としては、片務的な呼種に係るトラヒック量や接続料取引額の規模、片務的な呼種の精算を継続することによる各事業者の事業運営への影響度等を踏まえつつ、事業者全体の規制対応・運用コストを最小化する観点から、既存の規制の見直し・簡素化(例えば、コストを要するトラヒック量に応じた精算方式に代えて、トラヒックによらない定額方式やレベニューシェア方式等の精算方式の導入等)について、検討を行っていくことが適切であると考えます。

事務局質問事項への回答 音声接続料の在り方について

事務局質問

(論点2)接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。
対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種についてどのように考えるか。(続き)

- ビル&キープ方式の一律導入のためには、片務的な呼種の課題解決が必要だが、具体的にどのように検討すれば課題解決できると考えるのか。(ビルキー賛同側からより具体案を示す必要があるのではないか)

当社の考え

- 片務呼に係る精算の見直し・簡素化に係る具体的な手段については、継続的に議論を行う必要があるものと考えますが、例えば、

<レベニューシェア方式>

- ✓ **料金設定事業者の通話料収入のうち、予め設定した一定割合の収入をレベニューシェアとして接続事業者に支払う方式**
- ✓ 料金設定事業者の通話料収入が存在する呼種に対して適用可能
- ✓ 適用にあたっては、当該通話料収入を事業者間で共有する仕組みや事業者間での収入按分比率の整理が必要

<トラヒックによらない定額方式>

- ✓ **ある特定の年度の精算額を参考に、年間の支払額を実績トラヒックによらず予め決定する方式**
- ✓ どの呼種に対しても適用可能
- ✓ 適用にあたっては、将来的なトラヒックの変動を加味する仕組みが必要

といったものが検討しうると考えます。

- 一方で、具体的な検討に当たっては、片務的な呼種の存在を理由にビル&キープ方式導入に反対する事業者間の課題感を確認した上で、当該課題を解決するための方策がないかといった点について、議論を深めていく必要があるものと考えます。

事務局質問事項への回答 音声接続料の在り方について

事務局質問

(論点2)接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。
対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種についてどのように考えるか。(続き)

- ビル&キープ方式の原則化に当たっては、一般呼における発着信トラヒックバランスの差異による「片務性」についても、片務的な呼種と同様に課題があるとの意見についてどう考えるか。

当社の考え

- ビル&キープ方式は、着信先となる事業者が料金設定事業者に対しトラヒック量に応じてコスト負担を求める現行の方式から、自社のサービス料金によって自社コストのすべてを賄う方式へ転換を図るものです。すなわち、各事業者が自社ユーザの獲得や自網コストの削減に主体的に取り組むことを前提とするものであるため、トラヒックバランスの差異が問題になるものではなく、一般呼において片務的な呼種と同様の課題は生じないと考えます。
- 一方で、ビル&キープ方式を採用した場合において、構造的にネットワーク利用とコスト負担が乖離する片務的な呼種については、一般呼とは異なる整理が必要であり、この点を区別して検討することが重要であると考えます。

事務局質問事項への回答 音声接続料の在り方について

事務局質問

(論点2)接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。
事業者の投資行動にどのような影響があるか

- 仮にビル&キープ方式を原則化した場合、音声サービスに係る設備投資を継続・拡大する事業者がいる一方で、音声サービスに係る設備投資を抑制する事業者も出てくる可能性があると考えますが、ビル&キープ方式の原則化がネットワーク全体の最適化につながると考えるか。

当社の考え

- ビル&キープ方式の導入により、各事業者は不当に高い接続料を設定して過剰な利潤を得る余地がなくなり、自社のサービス料金によって自社コストのすべてを賄うこととなるため、事業者全体としてネットワークの効率化インセンティブがより強く働くことになるものと考えます。

接続政策委員会(第78回) 事務局質問事項への回答

IP網への移行完了やメタル回線設備縮退等の
ネットワーク環境の変化を踏まえたメタルIP電話
に係る接続ルールの在り方

2026年3月4日

事務局質問事項への回答 メタルIP電話に係る接続ルールの在り方について

事務局質問 (論点1-1)メタル回線設備が縮退する見込みであることを踏まえ、引き続き、LRIC方式を接続料算定に適用すべきかどうか。
②メタル收容装置等の提供における非効率性の排除の見通し

- LRIC方式廃止後においてメタル收容装置等の提供における非効率性がどのように排除されるのか明確な見通しを示すべきではないか。
(需要の減少に応じて設備量を削減することは難しいとしても、先行実施エリアにおける実施結果等を踏まえた上で、2028年度を目途に策定予定のエリア単位での段階的なサービス移行計画をもとに、例えば、設備を集約するなど、設備費用がより効率的となるような設備計画を策定・開示することについて、どのように考えるか。)

当社の考え

- 需要の減少が続く交換機等固定電話設備(現在のメタル收容装置等)の維持・運営においては、株主やステークホルダーの負託に応える企業における当然の経営努力として、LRIC導入の有無によらず常に効率化・コスト低減の取組みを進めているところであり、具体的には以下のような設備効率化の取組みを実施し、2000年度から直近2024年度までの24年間で▲90.5%(▲約1.2兆円)のコスト低減を実現しています。
(同期間のモデルコスト低減率▲87.6%と同等以上の低減)

また、今後においてもこれまでと同様に、固定電話設備(メタル收容装置等)の効率化・コスト低減を推進していく考えです。【別紙1】

<これまでの交換機等固定電話設備(現在のメタル收容装置等)の効率化・コスト低減の取組み(今後も同様に推進)>

- 維持限界を迎えた旧設備をより收容効率の高い新設備へ更改(～2015年度)
- 契約者数の減少に合わせた契約者の片寄せ・收容替えにより、設備数の削減・收容効率の向上※1やそれに合わせた保守拠点の集約を推進
- 設備集約等により撤去した設備※2を保守部材に転用することで、新たに設備を調達することなくサービス提供を維持
- 保守業務に関するスキル・ノウハウの蓄積、デジタルツール活用や直営社員による内製化を推進

※1 既に3～4割程度の收容ビルにおいて、固定電話設備は最小限の設備量まで集約済み

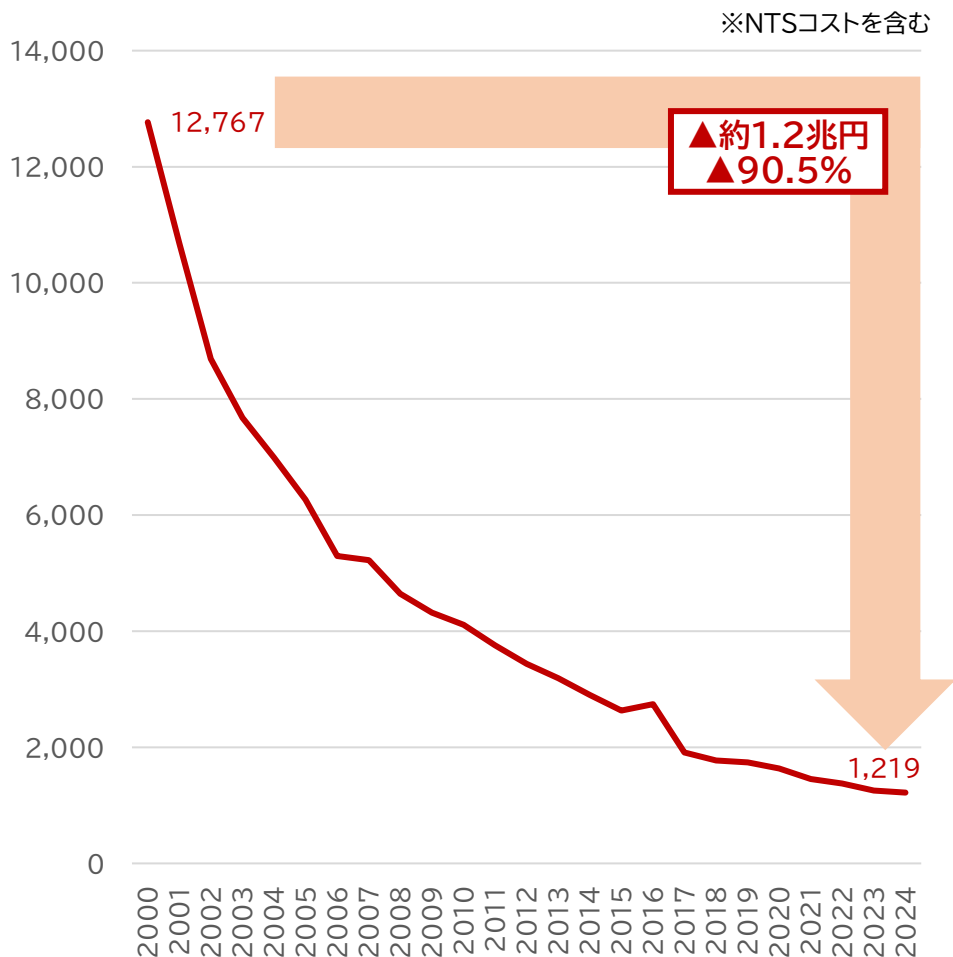
※2 契約者数の減に伴って設備集約をした加入者交換機や、PSTNマイグレーションにより役目を終えた中継交換機等

- 上記取組みの継続に加え、2026年度から一部エリアで実施する固定電話の移行トライアルを踏まえて2028年度頃からのエリア単位での段階的なサービス移行計画を策定し、移行計画を踏まえたコストの見通し等についても可能な範囲で開示していく考えです。

【別紙1】 固定電話設備に係る実際費用の推移

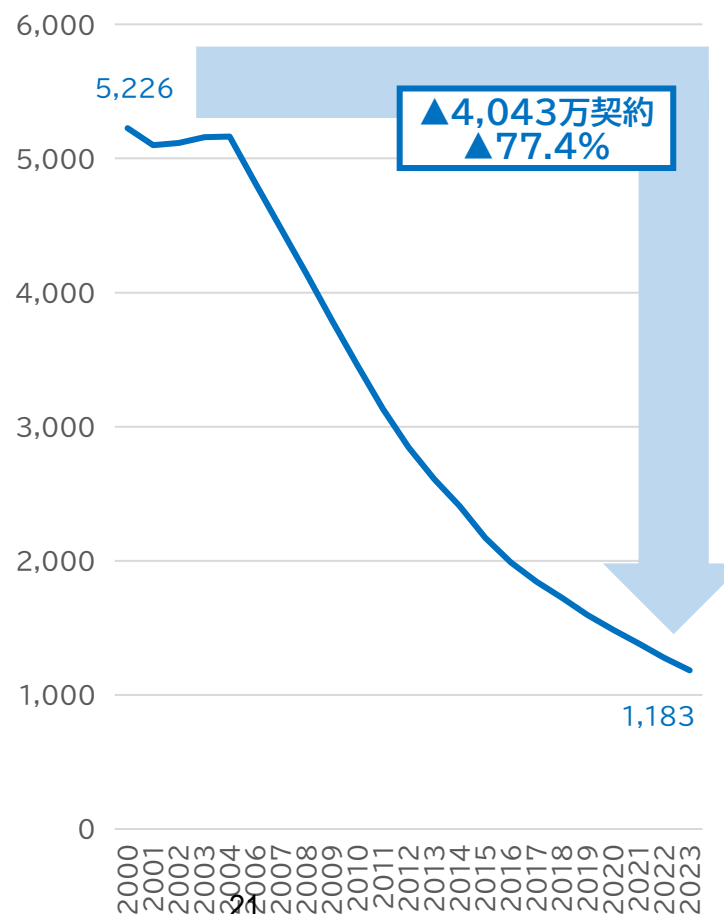
- 需要の減少が続く交換機等固定電話設備(現在のメタル收容装置等)については、2000年度から直近2024年度までの24年間で▲90.5%(▲約1.2兆円)のコスト低減を実現しています。今後においても、これまでと同様に交換機等固定電話設備の効率化・コスト低減を推進していく考えです。

固定電話設備に係る実際費用(億円)

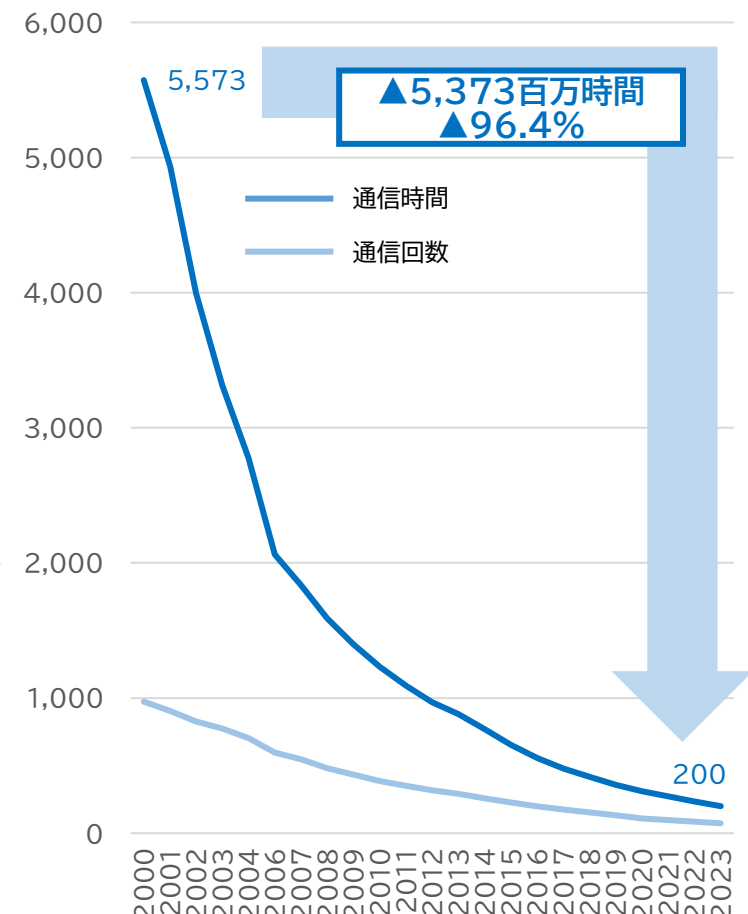


(出典)当社接続会計報告書

【参考】 加入電話 契約者数(万契約)



【参考】 加入電話 トラフィック(億回数・百万時間)



(出典)通信量からみた我が国の音声通信利用状況

事務局質問事項への回答 メタルIP電話に係る接続ルールの在り方について

事務局質問 (論点1-1)メタル回線設備が縮退する見込みであることを踏まえ、引き続き、LRIC方式を接続料算定に適用すべきかどうか。

④LRIC方式を継続する場合における運用プロセスの簡素化

- 仮に、LRIC方式から実績原価方式、ビル&キープ方式等に移行するとした場合、それまでの期間における時限措置となるLRIC方式の運用プロセスの簡素化を行うことの必要性について、今後検討にかける労力と得られる成果も考慮して、どのように考えるか。
- LRIC方式の運用にあたり、事業者・行政コストの低減を図る観点で、入力値の固定化以外の簡素化の手法としてはどのようなものが考えられるか。

当社の考え

- 現在の音声通話の中心はモバイル、更には通話アプリ等の新たなコミュニケーションツールにシフトしており、音声市場における加入電話の独占性はもはや存在しないことから、競争促進を図るという目的で導入されたLRIC方式はその役割を終えています。そのため、直ちにLRIC方式を廃止して実際費用方式(実績原価)へ移行すべきと考えており、運用プロセスの簡素化に検討の時間を費やすことで、本来検討すべきLRIC方式の廃止に係る議論を停滞させるべきではないと考えます。
- また、入力値の固定化等の検討にあたっては、固定化等を行う入力値を選定するための考え方の整理や、固定化等を行うことにより人件費・物件費の高騰といった実態が反映されなくなるといった課題への対応案の検討など、様々な検討が必要であり、相当程度の対応稼働が見込まれることから、その検討に大きな費用対効果は見込めないと考えます。

事務局質問事項への回答 メタルIP電話に係る接続ルールの在り方について

事務局質問 (論点1-2)LRIC方式廃止後の接続料の算定方法(実績原価方式、ビル&キープ方式等)はどうあるべきか。

①実績原価方式への移行

- 現行制度ではLRIC方式が適用されるメタルIP電話固有部分の接続料は東西均一料金となっているが、LRIC方式から実際費用方式に移行した場合、東西それぞれの費用を踏まえて東西別料金とすることでよいか。それとも東西均一料金を維持すべきか
- 東西別料金とする場合、東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令は廃止することでよいか。

当社の考え

- LRIC方式が適用される接続料については、「IP網への移行後の音声接続料の在り方答申」(令和6年6月)に記載のとおり、「本来、NTT東日本・西日本の各々の業務区域における第一種指定電気通信設備との接続に関する接続料は個別に算定・設定することが原則」であるところ、「加入電話／メタルIP電話の接続料においては、利用者料金の地域格差が生じることへの懸念から東西均一接続料の維持に係る社会的要請がある」として、これまで東西均一接続料が設定されてきたものと認識しています。
- **接続料は、事業者ごとの接続料原価に基づき算定されることが原則**であり、また、以下の点を勘案すると**特例的に東西均一料金を維持する必要性が薄れている**ことから、**実際費用方式に移行するタイミングにて、原則通り東西別料金とするべき**と考えます。
 - 現行制度において、実際に事業者に適用される音声接続に係る組合せ適用接続機能については、適用料金に反映しているIP網部分が東西別料金であることから、2025年1月以降、既に東西別の接続料が適用されていること
 - 現在の音声通話の中心はモバイル、更には通話アプリ等の新たなコミュニケーションツールにシフトしており、また加入電話の利用はLRIC方式導入時と比較して▲96%(通話時間)減少し、今後も減少傾向が継続すると見込まれる状況であることから、加入電話の利用者への影響度は小さくなっていると考えられること
- また、東西交付金については、東西均一料金を維持するためにNTT西日本の接続の業務に要する費用の一部をNTT東日本から交付するものであることから、**東西別の接続料を設定することとなった場合には、当該制度は必要なくなる**ものと考えます。

事務局質問事項への回答 メタルIP電話に係る接続ルールの在り方について

事務局質問 (論点1-2)LRIC方式廃止後の接続料の算定方法(実績原価方式、ビル&キープ方式等)はどうあるべきか。
②メタルIP電話の接続料について実績原価方式に移行した場合におけるワイヤレス固定電話の接続料の扱い

- メタルIP電話固有分の接続料算定方式について、LRIC方式から実際費用方式に置き換えた場合においても、ワイヤレス固定電話の接続料(実際費用方式)がメタルIP電話の接続料(実際費用方式)を下回ることが見込まれない限り、メタルIP電話の接続料と同額を設定するという現行制度の考えを維持することについて、どのように考えるか。

当社の考え

- 接続料は、実際に発生した接続料原価に基づき算定されることが原則ですが、固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方答申(令和4年9月)における方向性※や、第1回固定電話サービス移行円滑化委員会(2025年10月)でお示した通り、ワイヤレス固定電話の需要は限定的(2027年度までに最大約1万回線程度を想定)であり、2028年度以降はワイヤレス固定電話に代えてモバイル網固定電話を提供する予定であることを踏まえれば、**メタルIP電話固有分の接続料算定方式については、実際費用方式に移行した場合においても、現行制度を維持することはやむを得ない**と考えます。

※ ワイヤレス固定電話は、NTT東日本・西日本の自己設置設備による電話サービスの提供を基本としつつ、電話サービスの提供が極めて不経済となる場合等に、NTT東日本・西日本による役務提供の効率化を可能とするために制度化されたものである。このような制度趣旨を踏まえると、ワイヤレス固定電話が導入された結果、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合と比べて、接続事業者の負担が増大することは適当ではない。したがって、電話網のIP網への移行後(令和7年1月以降)は、ワイヤレス固定電話が導入された状況での接続料原価と、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を比較し、前者が後者を上回る場合には、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定して接続料原価を算定することが適当である。

事務局質問事項への回答 メタルIP電話に係る接続ルールの在り方について

事務局質問 (論点1-2)LRIC方式廃止後の接続料の算定方法(実績原価方式、ビル&キープ方式等)はどうあるべきか。
②メタルIP電話の接続料について実績原価方式に移行した場合におけるワイヤレス固定電話の接続料の扱い

- ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を算定する際に、LRIC方式の場合は、ワイヤレス固定電話の回線数と通信量等(通信時間・通信回数)をメタルIP電話に合算して算定しているところ、実際費用方式に置き換えた場合でも、現行の考え方を維持可能か。

当社の考え

- 現行の算定方法を以下の通り見直すことにより、前述の答申において整理された「[ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定](#)」した接続料算定の継続が可能だと考えます。

<現行の算定方法(LRIC方式)>

LRIC方式はモデルを用いた算定方式であり、以下の通り、モデルの入力値においてワイヤレス固定電話をメタルIP電話とみなすことで、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した接続料を算定

原価:ワイヤレス固定電話の回線数をメタルIP電話の回線数に合算することで、ワイヤレス固定電話の需要に対応する原価をメタルIP電話の原価に反映

需要:ワイヤレス固定電話の通信量等をメタルIP電話の通信量等に合算することで、ワイヤレス固定電話の需要をメタルIP電話の需要に反映

<見直し後の算定方法(実際費用方式)>

実際費用方式は、実際の設備に応じて発生する費用を用いた算定方式であるため、LRIC方式のように入力値の工夫によってワイヤレス固定電話をメタルIP電話にみなした原価を算定できないことから、接続会計にて把握した固定電話に係る原価及び需要からワイヤレス固定電話の原価及び需要を除いた上で、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した接続料を算定

事務局質問事項への回答 メタルIP電話に係る接続ルールの在り方について

事務局質問 (論点1-3)LRIC方式の廃止による事業運営への影響及びそれを踏まえてどのような措置(激変緩和措置等)が必要と考えるか。

①LRIC方式の廃止による事業運営への影響及びそれを踏まえた激変緩和措置

- 仮に実際費用方式に移行した場合、2028年度以降の接続料水準が更に上昇する可能性もあることから、接続事業者に過剰に転嫁されないことがないよう、先行実施エリアにおける実施結果等を踏まえた上で、2028年度を目途に策定予定のエリア単位での段階的なサービス移行計画をもとに、例えば、設備を集約するなど、設備費用がより効率的となるような設備計画を策定・開示することについて、どのように考えるか。

当社の考え

- 論点1-1の回答のとおり、当社はこれまでも効率化・コスト低減の取り組みを進めており、今後においてもその取り組みを継続する考えです。
- 上記取り組みの継続に加え、2026年度から一部エリアで実施する固定電話の移行トライアルを踏まえて2028年度頃からのエリア単位での段階的なサービス移行計画を策定し、移行計画を踏まえたコストの見通し等についても可能な範囲で開示していく考えです。

事務局質問事項への回答 メタルIP電話に係る接続ルールの在り方について

事務局質問 (論点2)「裁定方針」第3項において、有効と認められるデータの提供が行われない場合には、例えばLRIC方式を用いることとしている点をどうすべきか。
②有効なデータの提供が行われるため等の環境整備

- 非指定事業者の原価等の算定を可能とするため、会社法等に基づく計算書類等を基にした算定に必要なデータの要件やネットワーク図等を予め総務省が例示すべきとの指摘について、どう考えるか。また、「算定に必要なデータの要件」として挙げられているもの(=費用は電気通信業務に係るものに限定する、原価に営業費は含めない、音声・データ等で共通的に発生する費用はトラヒックにて配賦)以外にどのような要件を求めるべきか。

当社の考え

- 当社の非指定事業者との協議においては、先方から接続料の算定根拠が開示されず、接続料の妥当性を検証できないため、協議が長期化する事例もあったところであり、非指定事業者からネットワーク構成の概要や需要・コストといったデータが開示されることは、協議の円滑化に資するものであると考えており、非指定事業者が開示すべきデータを総務省殿が例示するという提案に賛同します。
- なお、非指定事業者の接続料の妥当性を検証するためには、少なくとも需要(接続料の分母)、該当接続機能に係る資産・費用(接続料の分子)、分子分母それぞれの妥当性を示す根拠(ユーザ数や接続機能のネットワーク構成図等)に関する情報が必要であると考えます。

事務局質問事項への回答 メタルIP電話に係る接続ルールの在り方について

事務局質問 (論点2)「裁定方針」第3項において、有効と認められるデータの提供が行われない場合には、例えばLRIC方式を用いることとしている点をどうすべきか。
②有効なデータの提供が行われるため等の環境整備

- 加入者向け料金における網使用料の原価率(※事務局注:アイ・ピー・エス・プロより、音声接続に係る組合せ適用接続機能の料金額における東西の単純平均を加入電話の一般通話料(県内通話及び県間通話)で除した数の旨回答あり)について一定の統計を取り、継続して公開していくべきとの指摘について、どう考えるか。

当社の考え

- 当社は、経年の接続料について算定根拠も含めて事業者向けホームページで開示しており、利用者料金についてもホームページ等で公開していることから、利用者料金と接続料の関係やその経年推移については、それらの情報を用いて事業者においても一定程度確認することが可能です。
- なお、当社の利用者料金と接続料の関係性は、当社以外の事業者間の接続料の協議に資するものではないと考えます。

IP網への移行完了やそれに伴う事業者間の接続形態の変容、 音声トラヒックの減少傾向等を踏まえた音声接続料の在り方について

KDDI株式会社

2026年3月4日

※本資料では敬称を省略しております

※赤枠は構成員限り

1. ビル&キープ方式に関する状況について

質問

(1)御社は、ビル&キープ方式で合意した接続事業者との間でなぜ当該方式で合意したのか。また、当該接続事業者は、なぜ御社との間でビル&キープ方式で合意することができたと考えるか。(対現在ビル&キープ方式を実施している事業者)

当社回答

- ▶ 当社においては、網使用料の協議に係る負担を抜本的に軽減できることが、選択制のビル&キープ方式の導入合意に至った理由です。相手の接続事業者についても同様の理由です。

2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

質問

(2)社会的責務に伴うコストを受益者から適正に回収することが重要とのことだが、サービスの維持や安定性確保等は着信者も受益しているのではないか。発信者のみを受益者と考える理由は何か。自網において発信・着信できる便益を自社ユーザが受けると考えれば、ビル&キープ方式も適正なコスト回収と言えるのではないか。(对各事業者)

当社回答

- ビル&キープ方式は、「自網のコストは自社の契約者が負担する」という極めて公平な原則です。
- 当社は、自社の契約者は、発信できる便益のみならず、着信できる便益も享受していると考えており、接続先の事業者との間で、互いの網コストをそれぞれの自社契約者が負担するコスト回収形態に何ら不適正な点はないと考えます。
- むしろ、自社の契約者からの収益ではなく、着信接続料収入に依存する事業環境は、自社の契約者の拡大・利用者利便の向上といった健全な競争ではなく、接続料を高く維持し、着信呼を大量に集めることを事業目的とするトラヒック・ポンピングのような公正競争を阻害するビジネスの温床になる恐れがあることから、このような着信接続料収入に依存し、他社網のコスト影響を強く受ける事業環境から自社の契約者に対して自社網のコストのみで役務を提供できる事業環境に変えていく必要があると考えます。
- なお、ビル&キープ方式の導入は、従前、互いに接続相手事業者が負担していたコストを、互いに自社の契約者が負担するよう変わるだけであり、ビル&キープ方式だからコスト回収できないということにはならないと考えます。

2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

質問

(4)仮に全ての呼種でビル&キープを導入した場合であっても、接続会計の整理、データ接続料の算定、その他精算業務(番号ポータビリティ、工事費、MVNO との精算等)は残るため、ビル&キープ方式の原則化によるコスト削減効果は極めて限定的との意見についてどう考えるか。(対NTTドコモ、KDDI)

当社回答

- ▶ ご指摘の業務は、ビル&キープ方式の導入有無に関わらず対応が必要な業務であるため、ビル&キープ方式の原則化によるコスト削減効果を測る対象としては不適切と考えます。
- ▶ 他方、音声接続料の事業者間精算や音声接続料に係る協議に対して多大な労力が継続的に発生していることから、ビル&キープ方式の原則化により、当該労力が不要になることによるメリット・コスト削減効果は十分あると考えます。

2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

質問

(6)ビル&キープを原則化すると、モバイル事業者が整備した全国エリアを固定事業者はコスト負担なく利用できる状況となり公平性を損なうという意見についてどう考えるか。(対各事業者)

当社回答

- どの事業形態(例:地域限定の固定事業、全国のモバイル事業)を選択するかは各社の経営判断によるものです。
- ビル&キープ方式の原則化により、固定事業者が、携帯事業者が整備した全国エリアを接続料負担なしで享受可能になり不公平との主張がありますが、逆に携帯事業者は、固定事業者網を接続料負担なしで享受可能ですので、公平性を損なうということにはならないと考えます。
- また、ビル&キープ方式は、「自網のコストは自社の契約者が負担する」という極めて公平な原則であり、互いに自社の契約者が着信に係るコストを負担するという考えであれば、適正なコスト回収に関して何ら問題はないと考えます。

2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

質問

(7)モバイルの音声接続料については、音声・データ間の費用配賦の影響も大きく、必ずしも規模の経済により大規模事業者が有利とは言えないのではないかと考えるが、携帯事業は規模の経済が働きやすく、ビル&キープを原則化した場合、大規模事業者のみを利するため公平性を損なうとの意見についてどう考えるか。(対NTTドコモ、KDDI、楽天モバイル)

当社回答

- また、モバイルの接続料水準は、音声・データ間の費用配賦基準が大きな影響を与えており、事業規模に関わらず、採用される配賦基準次第で、接続料水準は大きく変わるものと理解しております。
- したがって、ビル&キープを原則化した場合でも、大規模事業者のみを利することにはならないと考えます。

【表】auとの発着信比率(2024年度)

※1倍超の場合、auからの発信が多いことを示す
※沖縄セルラー電話を除く

事業者名	発着信比率
NTTドコモ	
ソフトバンク(携帯)	
楽天モバイル(携帯)	

2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

質問

(10)ビル&キープ方式の原則化によりコスト回収の問題が発生し得るのは、発着信トラフィックバランスの差異や音声接続料水準の差異が原因と思われるが、このうち、発着信トラフィックバランスの差異については、どのような原因で発生していると考えるか。単に事業者の規模が異なるだけでは発着信バランスに大きな差異が生まれるとは考えられず、例えば、①かけ放題の有無等、利用者料金の違い、②利用者にコールセンターが多い等、利用者の利用傾向の違い、③地方のみでサービス提供を行う場合に都市部への発信が多い等、地域差が考えられるか。その他に考えられる原因があるか。(对各事業者)

当社回答

- 発着信トラフィックバランスの差異の発生要因は、事業者の規模ではなく、利用の形態や利用サービスの内容に基づく複合的な要因によるものと考えられます。

【表】他事業者との発着信比率(2024年度)

※1倍超の場合、当社からの発信が多いことを示す。対auは沖縄セルラー電話を除く。

事業者名(対au)	発着信比率	事業者名(対KDDI固定)	発着信比率

2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

質問

(11)上記の各原因による発着信トラフィックバランスの差異について、仮にビル&キープ方式の原則化を行うに当たり何らかの方策が必要と考えられるものがあるか。(对各事業者)

当社回答

- 事業者間の発着信トラフィックバランスの状況は、利用の形態や利用サービスの内容等により今後も変化し得るものであることから、ビル&キープ方式の原則化を行うに当たって特段の方策は不要と考えます。

2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

質問

(12)PSTN マイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期にも配慮する必要があるとの意見についてどう考えるか。配慮が必要と考える場合、具体的な更改時期としてはいつ頃が想定されるか。(对各事業者)

当社回答

- 構築した精算システムが不要になることに伴う除却損が発生する一方、精算が不要になることに伴い運用コストが減少すること、また精算システムの維持・更改も不要となるメリットも生じることから、特段の配慮は不要と考えます。
- なお、当社は、第75回会合で主張したとおり、メタルIP電話の移行が本格化する2028年度までにビル&キープ方式の原則化を実施することが適切だと考えるところですが、2024年にPSTN マイグレーションに伴う精算システムを構築していた場合、一般的なソフトウェアの耐用年数が5年※であることを踏まえれば、2028年の段階では当該精算システムの除却損の影響は大きく低減していると考えられるところです。

※ 国税庁 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/hojin/5461.htm>

3. 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種について

質問

(1) 片務的な呼種として、着信課金、国際通話、MVNO向けのプレフィックス自動付与機能に係る通話が挙げられているが、それ以外に留意すべき呼種があるか。(对各事業者)

当社回答

- 片務的な呼種は、大きく分けて以下区分に分類できると考えます(以下の下線の呼種が上記に含まれていない留意すべき呼種)。
- 着信課金(0AB0・00XY)
 - 国際通話
 - 選択中継(MVNO向けのプレフィックス自動付与機能、00XY手回し呼)
 - 統一番号等(例:ナビダイヤル(0570))
 - 1XY(例:電報(115)、時報(117)、消費者ホットライン(188)、児童相談所虐待対応ダイヤル(189))

3. 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種について

質問

(2)各社における、片務呼に係るトラヒック量、接続料取引額の規模はどの程度か。(対各事業者)

当社回答

➤ 当社固定事業、およびモバイル事業にかかる片務呼のFY25トラヒック量、接続料取引額は以下のとおり(※1~3)。

3. 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種について

質問

(3)片務的な呼種の精算方法として、トラヒックによらない定額やレベニューシェア等の精算方式を導入するとの意見についてどう考えるか。(对各事業者)

当社回答

- ▶ ビル&キープ方式の原則化に際して、事業者間精算に係るコストを抑制する観点から、事業者間精算システムを用いて呼毎に精算する方式から脱却し、別の精算方式を導入することは考えられるところです。

3. 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種について

質問

(4)ビル&キープ方式の一律導入のためには、片務的な呼種の課題解決が必要だが、具体的にどのように検討すれば課題解決できると考えるのか。(ビル&キープ方式の原則化に賛同する事業者からより具体案を示す必要があるのではないか)(対NTT東西、KDDI、NTTドコモ、NTTドコモビジネス)

当社回答

- 課題に対して、2者間協議での解決に委ねるのではなく、全事業者で統一的な方法を策定して解決する必要があるものと考えます。
- ビル&キープ方式の原則化に際して、片務的な呼種について事業者間精算システムを用いた呼毎精算方式を残存させた場合、事業者間精算システムの対応に係るコストが継続して発生することから、別の精算方式(トラヒックによる定額やレベニューシェア等の精算方式等)に統一することが考えられます。
- 具体的な方法は、他の事業者の意見も踏まえながら、ビル&キープ方式の一律導入までに事業者間で議論して決定していくべきと考えます。

3. 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種について

質問

(5)ビル&キープ方式の原則化に当たっては、一般呼における発着信トラフィックバランスの差異による「片務性」についても、片務的な呼種と同様に課題があるとの意見についてどう考えるか。(対NTT東西、KDDI、NTTドコモ、NTTドコモビジネス)

当社回答

- 利用の形態や利用サービスの内容等の結果生じた発着信トラフィックバランスの差異による片務性は、各社の事業戦略の結果であり、今後も変化し得るものであることから、特段の課題はないと考えます。

4. 事業者の投資行動への影響について

質問

(1)仮にビル&キープ方式を原則化した場合、音声サービスに係る設備投資を継続・拡大する事業者がいる一方で、音声サービスに係る設備投資を抑制する事業者も出てくる可能性があると考えますが、ビル&キープ方式の原則化がネットワーク全体の最適化につながると考えるか。(对各事業者)

当社回答

- 音声サービスに係る設備投資を継続・拡大するか、抑制するかは、ビル&キープ方式の原則化有無に関わらず、事業者の経営判断により決定されているものと考えます。
- ビル&キープ方式を原則化することにより、自社網のコスト効率化インセンティブが強く高まります。コスト削減で創出したリソースは、サービス維持・向上だけでなく新技術や新領域等にも振り向けられ、新たな価値創造により利用者利便が向上し、ネットワーク全体の最適化につながると考えます。

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030



IP網への移行完了やメタル回線設備縮退等のネットワーク環境の変化を踏まえたメタルIP電話に係る接続ルールの在り方について

KDDI株式会社

2026年3月10日

※本資料では敬称を省略しております

3. LRIC方式を継続する場合における運用プロセスの簡素化

質問

(1)仮に、LRIC方式から実績原価方式、ビル&キープ方式等に移行するとした場合、それまでの期間における時限措置となるLRIC方式の運用プロセスの簡素化を行うことの必要性について、今後検討にかける労力と得られる成果も考慮して、どのように考えるか。(対NTT東西、KDDI、ソフトバンク)

当社回答

- 当社は、接続政策委員会(第76回)で述べたとおり、LRIC方式による接続料算定の廃止は、2028年度までにビル&キープ方式の原則化とあわせて実施すべきと考えます。
- LRIC方式による接続料算定の廃止までの期間においては、事業者・行政コストを低減する観点から運用プロセスの簡素化を行うことが望ましいと考えますが、多数の入力値を算定・提出しているNTT東西において、毎年の入力値の算定より、簡素化の検討の方が労力がかかるということであれば、事業者・行政コストの低減に寄与しないことから、簡素化の検討・導入を行わない選択肢もあると考えます。
- なお、運用プロセスの簡素化については、以下のように、NTT東西から過去(接続政策委員会(第68回))に提案のあった入力値を固定化する方法で問題ないと考えます。
 - ①採用値の増減がみられないもの(直近5年間の増減を考慮する等)
 - ②接続料原価に与える影響が限定的なもの

3. LRIC方式を継続する場合における運用プロセスの簡素化

質問

(2)LRIC方式の運用にあたり、事業者・行政コストの低減を図る観点で、入力値の固定化以外の簡素化の手法としてはどのようなものが考えられるか。(対NTT東西、KDDI、ソフトバンク)

当社回答

- ▶ 事業者・行政コストの低減を図る観点から、簡素化の手法としては以下が考えられます。
 - 従来、概ね3年ごとに見直しを行っていたLRICモデルについて、今後見直しを行わずに現行の第9次IP-LRICモデルを継続適用とすること。

4. 実績原価方式への移行

質問

(1) 現行制度ではLRIC方式が適用されるメタルIP電話固有部分の接続料は東西均一料金となっているが、LRIC方式から実際費用方式に移行した場合、東西それぞれの費用を踏まえて東西別料金とするか、それとも東西均一料金を維持すべきかについて、理由も含めて、どのように考えるか。(対各事業者)

当社回答

- 本来、接続料は、事業者固有のコストに基づいて設定されるべきものであるため、東西別料金とすることが望ましいと考えます。
- 一方で、「IP網への移行後の音声接続料の在り方」報告書にて、「接続料の東西格差が継続することが見込まれる中で、東西別接続料とした場合には、接続事業者を含めて大きな影響が生じるおそれがあることから(略)東西均一接続料を継続することが適当」との考え方が示されています。
- 2028年度以降、メタルIP電話の巻き取りがエリア単位で実施されることにより東西接続料の格差が大きくなり、特定エリアで事業を行う接続事業者への影響が生じる恐れもあることから、上記報告書の考え方を踏まえ、まずは東西別の予測接続料を示していただいた上で東西別料金とするか検討すべきと考えます。

4. 実績原価方式への移行

質問

(2)東西別料金とする場合、東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令は廃止することによいか。(对各事業者)

当社回答

➤ 東西別料金となれば東西間の金銭交付は不要となることから廃止でよいと考えます。

8. 「裁定方針」第2項における有効なデータの提供が行われるため等の環境整備

質問

(1)非指定事業者の原価等の算定を可能とするため、会社法等に基づく計算書類等を基にした算定に必要なデータの要件やネットワーク図等を予め総務省が例示すべきとの指摘について、どう考えるか。また、「算定に必要なデータの要件」として挙げられているもの(=費用は電気通信業務に係るものに限定する、原価に営業費は含めない、音声・データ等で共通的に発生する費用はトラヒックにて配賦)以外にどのような要件を求めるべきか。(対各事業者)

当社回答

- ▶ 当該裁定方針の見直しについては、仮にLRIC方式を廃止した場合に発生する影響やリスクに関して議論・検討が必要となる認識ですが、ビル&キープ方式の原則化が実現すれば、事業者間で音声接続料に関して紛争・裁定に至るケースがなくなり、裁定方針の見直しに係る議論・検討自体が不要となります。
- ▶ なお、接続料は能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものという基本的な考え方により算定されると認識しておりますが、算定に必要なデータの要件(原価に営業費は含めない)等が具体的に例示された場合においても、当該データの提示を受けた事業者がデータの適正性を確認・検証することが困難であることから、データの提示を受けたことのみをもって接続料水準の合意に至ることはなかなか難しいと考えます。
- ▶ そのため、接続料協議の解決のためには、裁定水準を定めておくことが重要であり、当該水準については、固定音声市場において最もシェアが高く、多くの事業者が市場価格と認識し、接続会計に基づき算定し認可を受けているNTT東西の接続料水準とすることが望ましいと考えます。

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030



「接続政策委員会(第78回)」の追加質問に対するご回答

2026年3月19日

株式会社NTTドコモ

つながろう。驚きを。幸せを。



2 ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

(2) 社会的責務に伴うコストを受益者から適正に回収することが重要とのことだが、サービスの維持や安定性確保等は着信者も受益しているのではないか。発信者のみを受益者とする理由は何か。自網において発信・着信できる便益を自社ユーザが受けると考えれば、ビル&キープ方式も適正なコスト回収と言えるのではないか。(对各事業者)

回答

- 各事業者は、自社ユーザが発着信を行うために音声に係る設備を構築・運用しており、また、音声相互接続には着信ボトルネックが存在し、発信者は着信者の事業者を選択することができないという点を踏まえれば、着信先事業者を選択できない発信者が受益しているというよりも着信先事業者を選択している着信先ユーザが発信だけでなく着信の便益も受益していると考えます。
- したがって、音声相互接続の双務的な呼種におけるサービスの維持や安定性確保等は着信者も受益していると考えます。

2 ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

(4) 仮に全ての呼種でビル&キープを導入した場合であっても、接続会計の整理、データ接続料の算定、その他精算業務(番号ポータビリティ、工事費、MVNOとの精算等)は残るため、ビル&キープ方式の原則化によるコスト削減効果は極めて限定的との意見についてどう考えるか。(対NTTドコモ、KDDI)

回答

- 双務的な呼種に対し、全事業者一律(同時期)・公平(事業者ごとに採用/不採用の差異なし)に取扱うことを前提に、ビル&キープ方式を導入することにより、音声接続料水準の見直しに係る協議稼働や月々の請求・支払い等の事業者間精算に係るコスト(精算システムの開発・維持コスト、精算にかかる稼働費等)が削減されることが考えます。
- 特に、協議稼働について非指定事業者は、接続料算定に係る規律がなく、自らの音声接続料について原価算定等を行わずNTT東西の音声接続料等をベンチマークとして設定しているため、その妥当性の検証が非常に困難です。
- このような状況において、音声トラヒックが減少し、音声接続料が高止まりすることとなれば、協議が整わない状況が継続する事業者も存在することとなり、紛争に至らざるを得ないケースにおいては、行政・事業者双方に多大なる稼働が発生するため、ビル&キープ方式の原則化は音声接続料に係る事業者間紛争の解決や当該対応コストの削減につながると考えます。

2 ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

(6) ビル&キープを原則化すると、モバイル事業者が整備した全国エリアを固定事業者はコスト負担なく利用できる状況となり公平性を損なうという意見についてどう考えるか。(対各事業者)

回答

- 双務的な呼種においては自社ユーザは発信・着信ともに行うため、各事業者は発着信において公平的な立場にあるとも考えます。
- ご指摘の点については、固定事業者が整備した全国エリアをモバイル事業者がコスト負担なく利用できる状況もあると考えられ、双務的な呼種に対する全事業者一律・公平なビル&キープ方式の原則化により事業者間の公平性を損なうとまでは言えないのではないかと考えます。

2 ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

(7) モバイルの音声接続料については、音声・データ間の費用配賦の影響も大きく、必ずしも規模の経済により大規模事業者が有利とは言えないのではないかと考えるが、携帯事業は規模の経済が働きやすく、ビル&キープを原則化した場合、大規模事業者のみを利するため公平性を損なうとの意見についてどう考えるか。(対NTTドコモ、KDDI、楽天モバイル)

回答

- モバイルの音声接続料は、音声・データ間の費用配賦が与える影響も大きく、実際に第二種指定事業者3社間における音声接続料の水準差は事業者間の契約者数やトラフィックの多寡に完全に一致しているわけではないため、必ずしも規模の経済により大規模事業者が有利とは言えないと考えます。
- なお、一般論として設備産業である通信サービスにおいては規模の経済性が存在しますが、小規模事業者が山間や島しょ部等の高い設備構築コストが発生する地域を避け、都道府県内においても特に需要の見込まれる地域でのみ設備を構築・運用し、サービス提供する等の場合、密度の経済性が働くため、需要の低い地域を含め全国でサービスを行う大規模事業者より効率的な設備構築・運用が可能となる可能性も考えられます。

2 ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

(10) ビル&キープ方式の原則化によりコスト回収の問題が発生し得るのは、発着信トラフィックバランスの差異や音声接続料水準の差異が原因と思われるが、このうち、発着信トラフィックバランスの差異については、どのような原因で発生していると考えるか。単に事業者の規模が異なるだけでは発着信バランスに大きな差異が生まれるとは考えられず、例えば、①かけ放題の有無等、利用者料金の違い、②利用者にコールセンターが多い等、利用者の利用傾向の違い、③地方のみでサービス提供を行う場合に都市部への発信が多い等、地域差が考えられるか。その他に考えられる原因があるか。(对各事業者)

回答

- 双務的な呼種において、トラフィックバランスに差異が発生する原因としては、総務省が挙げた原因に加え以下が考えられます。
 - ✓ 固定電話は固定地点・場所で利用され、モバイルは固定地点・場所に縛られず、移動中の利用が可能という性質による利用頻度の違い
 - ✓ 接続料の詐取を目的とし、第三者と結託等することで意図的に着信トラフィックを増幅させる行為(トラフィック・ポンピング)
- なお、着信課金や国際通話等の片務的な呼種については、ビル&キープ方式の原則化の対象外にすべきと考えておりますが、構造的にトラフィックバランスが偏ると認識しております。

2 ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

(11) 上記の各原因による発着信トラフィックバランスの差異について、仮にビル&キープ方式の原則化を行うに当たり何らかの方策が必要と考えられるものがあるか。(对各事業者)

回答

- (10)で挙げたトラフィックバランスに差異を発生させる原因は、各事業者の料金・サービス戦略や固定・モバイルといった利用環境の違いにより発生するものであるため、この点においては市場の競争に委ねるべきであり特段の方策は不要であると考えます。
- 例えば、かけ放題の有無によるトラフィックバランスの差異については、固定電話がかけ放題を導入することによりモバイル・固定間の差異が縮小する可能性が考えられます。
- なお、トラフィック・ポンピングについては、双務的な呼種に対する全事業者一律・公平なビル&キープ方式の原則化により解消が見込まれるものと考えます。

2 ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

(12) PSTNマイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期にも配慮する必要があるとの意見についてどう考えるか。配慮が必要と考える場合、具体的な更改時期としてはいつ頃が想定されるか。(对各事業者)

回答

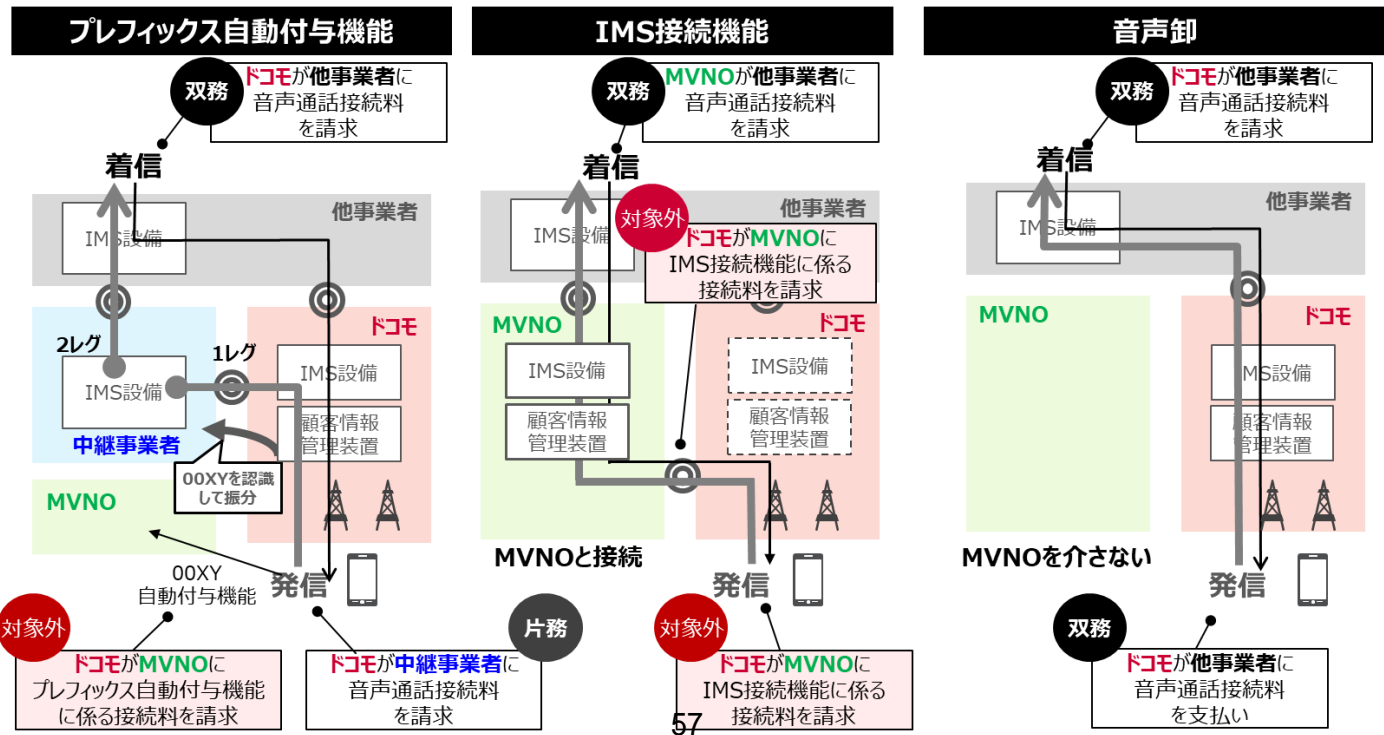
- ビル&キープ方式は、精算システムの更改時期に配慮した上で、双務的な呼種に対し、全事業者一律(同時期)・公平(事業者ごとに採用/不採用の差異なし)に導入すべきだと考えており、ビル&キープ方式の原則化による各事業者の事業影響低減のため、PSTNマイグレーションに伴い構築した精算システムの状況や更改時期を確認してはどうかと考えます。
- なお、当社においてはPSTNマイグレーションに伴い新たに構築した精算システムはありません。

3 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種について

(1) 片務的な呼種として、着信課金、国際通話、MVNO向けのプレフィックス自動付与機能に係る通話が挙げられているが、それ以外に留意すべき呼種があるか。(対各事業者)

回答

- 音声相互接続の片務的な呼種としては、着信課金等(OABO接続・00XY接続)、国際通話の他に電報が存在しますが、MVNO向けのプレフィックス自動付与機能に係る通話は00XY接続に係る通話に含まれております。
- 他方、MVNOは、音声卸、プレフィックス自動付与機能、IMS接続機能によりMNOが設置する電気通信設備を用いて音声サービスを提供しており、その対価としてMNOに卸料金・接続料を支払っております(IMS接続機能については着信に対しても接続料を支払っております。)
- この点、MVNO向けのプレフィックス自動付与機能、IMS接続機能に係る接続料は本ビル&キープ方式の議論の対象外であり、対象はあくまで音声相互接続における音声通話接続料(音声伝送交換機能に係る接続料)のみであると考えます。



3 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種について

(2) 各社における、片務呼に係るトラヒック量、接続料取引額の規模はどの程度か。(对各事業者)

回答

- ▶ 以下が、片務的な呼種に係るトラヒック量・接続料取引額になります(2024年度実績となります。)
- ▶ 着信課金等には0AB0(フリーダイヤル・ナビダイヤル等)や00XYに係る通話が含まれます(当社では0AB0と00XYのトラヒックの峻別ができないものがございます。)
- ▶ また、着信課金等における2レグ目の通話(当社着)のトラヒックについては、当社着の双務的な呼種のトラヒックとの峻別ができないため、以下には記載しておりません。
- ▶ なお、当社がサービスを提供し、接続料を支払っている片務的な呼種として遠隔操作(転送電話や留守番電話の設定を一般電話機等から行うサービス)もございますが、トラヒック・接続料取引額は僅少になります。

呼種	当社発着	トラヒック(億秒)	受取接続料(億円)
国際通話	当社発着		
着信課金等 (0AB0・00XY)	当社発		
電報	当社発		
合計	—		

赤枠内構成員限り

3 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種について

(3) 片務的な呼種の精算方法として、トラヒックによらない定額やレベニューシェア等の精算方式を導入するとの意見についてどう考えるか。(对各事業者)

回答

- ▶ 片務的な呼種の精算方法については、適切なコスト回収を前提として簡素化することは可能だと考えます。
- ▶ 具体的には、精算システム以外に設備維持や利用者への精算等を目的として行っているトラヒックモニタリング等の方法で実績トラヒック相当をカウントするカウントの簡易化や月毎でなく四半期毎や年度毎に精算する精算期間・回数の簡易化が考えられます。
- ▶ なお、当社においては、精算稼働削減の観点から、事業者と協議の上、毎月でなく年度や四半期毎の事業者間精算とした事例もございます。

3 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種について

(4) ビル&キープ方式の一律導入のためには、片務的な呼種の課題解決が必要だが、具体的にどのように検討すれば課題解決できると考えるのか。(ビル&キープ方式の原則化に賛同する事業者からより具体案を示す必要があるのではないか)(対NTT東西、KDDI、NTTドコモ、NTTドコモビジネス)

回答

- 課題解決の前提として、片務的な呼種の定義を定め、現在のトラフィック量や接続料水準、及び将来の見通し等の実態把握を行った上で、簡便な精算方法等の実現可能性を検討すべきであると考えます。
- なお、MVNO向けのプレフィックス自動付与機能、IMS接続機能は制度上「接続」という形態をとっているものの、ネットワークの調達手段として「接続」を選択していることから、本ビル&キープ方式の議論における双務的な呼種及び片務的な呼種とは別にすべきであると考えます。

3 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種について

(5) ビル&キープ方式の原則化に当たっては、一般呼における発着信トラフィックバランスの差異による「片務性」についても、片務的な呼種と同様に課題があるとの意見についてどう考えるか。(対NTT東西、KDDI、NTTドコモ、NTTドコモビジネス)

回答

- 双務的な呼種である一般呼において「片務性」を発生させる原因は2-(10)での回答を参照ください。
- また、各原因に対する方策等は2-(11)での回答を参照ください。

4 事業者の投資行動への影響について

- (1) 仮にビル&キープ方式を原則化した場合、音声サービスに係る設備投資を継続・拡大する事業者がいる一方で、音声サービスに係る設備投資を抑制する事業者も出てくる可能性があると考え、ビル&キープ方式の原則化がネットワーク全体の最適化につながると考えるか。
(对各事業者)

回答

- 音声トラフィックの減少傾向が継続する局面においては、ビル&キープ方式の原則化に関わらず経済合理性の観点から音声サービスについて、効率的な設備投資をする必要があると考えます。
- 一方、ビル&キープ方式を原則化した場合、より柔軟なサービスメニューを検討する余地が広がるため、ネットワーク全体を最適化しつつ音声サービスによる収益拡大を狙う事業者も現れるものと考えられます。
- こうしたより柔軟なサービスメニュー等による競争進展や異なる領域の事業拡大により、音声事業者の集約が進む可能性はありますが、音声サービス市場が維持・縮退フェーズにいることを踏まえると、各事業者は、ビル&キープ方式の原則化を踏まえたネットワーク全体の最適化を図るものと考えます。

4 実績原価方式への移行

- (1) 現行制度ではLRIC方式が適用されるメタルIP電話固有部分の接続料は東西均一料金となっているが、LRIC方式から実際費用方式に移行した場合、東西それぞれの費用を踏まえて東西別料金とするか、それとも東西均一料金を維持すべきかについて、理由も含めて、どのように考えるか。(对各事業者)

回答

- 接続料は実際に構築した設備に対し発生したコストを過不足なく回収することが原理原則であり、各事業者の業務区域に応じ設定されるべきものであることから、社会的要請といった特別な事情がない限りは、LRIC方式が適用されるメタルIP電話固有部分の接続料がLRIC方式から実際費用方式に移行した場合、東西別料金が適当だと考えます。

4 実績原価方式への移行

- (2) 東西別料金とする場合、東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令は廃止することでよいか。(对各事業者)

回答

- 東西別単金とする場合、実際に構築した設備に対し発生したコストを過不足なく回収することが可能になり、東日本電信電話株式会社から西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付を行う必要がなくなるため、当該省令は廃止で差し支えないと考えます。

7 「裁定方針」第3項におけるLRIC方式に代わる手法の在り方

- (1) 低廉な接続料等(業界最低水準等)を用いるべきとあるが、具体的にどのようなものを想定しているのか。例えば、NTT東西の認可を受けた接続約款に定める接続料が考えられるか。(対NTTドコモ)

回答

- 音声接続料について紛争に至ったケースにおいて裁定方針第3項が適用される場合、固定電話においては当該事業者の設備の態様とトラヒックの状況を踏まえ適用すべき音声接続料を選択すべきだと考えます。
- 具体的には、全国的に十分な需要があり、効率的な設備構築が一定程度可能だと考えられる電気通信事業者であるNTT東西のひかり電話又は組み合わせ接続料が考えられます。
- なお、業務区域が限られている固定事業者の場合、当該業務区域にも配慮すべきだと考えます。
- また、モバイルにおいては、全事業者が全国を業務区域としていることを踏まえると、第二種指定事業者3社のうち最も低廉なモバイル事業者の音声接続料を適用することが考えられます。

8 「裁定方針」第2項における有効なデータの提供が行われるため等の環境整備

- (1) 非指定事業者の原価等の算定を可能とするため、会社法等に基づく計算書類等を基にした算定に必要なデータの要件やネットワーク図等を予め総務省が例示すべきとの指摘について、どう考えるか。また、「算定に必要なデータの要件」として挙げられているもの(=費用は電気通信業務に係るものに限定する、原価に営業費は含めない、音声・データ等で共通的に発生する費用はトラヒックにて配賦)以外にどのような要件を求めるべきか。(对各事業者)

回答

- 裁定方針第2項に従い、適正利潤・適正原価となる音声接続料を算定するためには、非指定事業者においても会社法等により作成が義務づけられている会計等を基礎とし、指定事業者の配賦整理書等に倣い「算定に必要なデータ」を整理することが考えられます。
- また、「算定に必要なデータ」として需要であるトラヒックの把握が必要ですが、通信経路の違いによる設備の使用の違いを考慮して行う必要があるため、自網内呼と相互接続呼を区分し、把握する必要があると考えます。
- 総務省が裁定方針第2項に従い、適正利潤・適正原価となる音声接続料を算定する上で、必要なデータを非指定事業者にヒアリングしながら、簡易的な配賦整理書等を整理することが適当だと考えます。

IP 網への移行完了やそれに伴う事業者間の接続形態の変容、 音声トラヒックの減少傾向等を踏まえた 音声接続料の在り方における追加質問に対する当社回答

2026年3月5日
ソフトバンク株式会社

以下当社回答が必要な箇所のみ、質問を抜粋のうえ回答を記載します。

※赤字は構成員限り

2 ビル&キープ方式についてあげられたメリット及びデメリットについて

(1) 通信事業者が接続料収入を高めるために非効率な設備投資を行うことはあり得ないということであれば、どうして「非効率性排除の明確な見通しが示されない限り LRIC は継続すべき」という意見になるのか。(対ソフトバンク)

(回答)

通信事業者が接続料収入を高めるために非効率な設備投資を行うことは合理的とは考えにくく、この点は事業者共通の前提であるとの認識です。特にモバイル分野においては、周波数を保有する MNO 間で設備競争が行われており、第 76 回接続政策委員会（2025 年 12 月 24 日）の当社説明資料のとおり、設備構築の最重要課題は、ユーザ利便性（「つながりやすさ」「通信速度」等）の向上を、いかに効率的な投資で実現するかにあります。その意味で、競争市場において非効率投資が恒常的に生じるとは想定していません。

そのうえで、「非効率性排除の明確な見通しが示されない限り LRIC は継続すべき」と意見したのは、以下の理由によります。

① ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備が対象であること

他の事業者にとって事業展開上不可欠なボトルネック設備である第一種指定電気通信設備は、第二種指定電気通信設備やその他設備とは性質が明らかに異なり、十分な効率性が市場競争によって自動的に確保されるとは限らないこと。

② メタル網縮小という過渡的的局面にあること

メタル網は需要縮小局面にあり、回線移行等に伴い空きが生じた設備を効率化していく必要があるが、①で述べたボトルネック性からこのような過渡期において非効率性が排除された運用がなされるとは限らず、不要設備を適時適切に効率化されているかを確認することが重要であること。

③ LRIC 採用の歴史的・制度的経緯

LRIC 方式は、過去の独占的な PSTN 提供体制のもとで形成されたコスト構造に内在する非効率性を排除する観点から導入されたものであり、「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申」（2021 年 9 月 1 日）においても、非効率性排除の必要性から LRIC 方式が継続採用されることになった経緯が存在すること。

(2) 社会的責務に伴うコストを受益者から適正に回収することが重要とのことだが、サービスの維持や安定性確保等は着信者も受益しているのではないか。発信者のみを受益者とする理由は何か。自網において発信・着信できる便益を自社ユーザが受けると考えれば、ビル&キープ方式も適正なコスト回収と言えるのではないか。(对各事業者)

(回答)

「利用者料金の設定権に関する裁定方針」(2022年1月6日)によると、「利用者料金を負担する利用者が当該利用者料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が利用者料金を設定することを基本的な方針」とされており、現在は中継事業者でない限りは、原則発信側事業者が利用者料金設定を行っています。一方、着信側事業者は利用者料金設定権を持たないことから、着信時のネットワーク利用料を発信側事業者から回収し、現状、自社ユーザからコスト徴収していない実態を踏まえ、「引続き受益者から適正に回収することが適当」と主張しました。

仮にビル&キープ方式を採用する場合は、「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(2024年3月最終改定)から、料金設定の在り方自体がぶつ切りでの料金設定に変更になるとの前提に立てば、「自網において発信・着信できる便益を自社ユーザが受ける」という考え方も取りうると思います。

(5) モバイルと固定で発信接続事業者が負担する接続料の算定区間が異なることについて、モバイル事業者は固定事業者の加入者回線についてコスト負担なく利用できる状況についてはどう考えるのか。(対ソフトバンク)

(回答)

固定事業における加入者回線はユーザに1対1で対応する専用設備であり、利用ユーザの有無で設置の要否が決まることから、現行は通話にかかる接続料には含めず、基本料金等でユーザからコスト回収をしています。一方、モバイル事業のアクセス区間は特定のユーザに1対1対応せず、ユーザ間で共用されるネットワーク設備です。相互接続トラフィックも共用ネットワークを利用する以上、モバイル事業において当該コストを接続料算定の対象とすることは合理的と考えます。なお、固定事業であっても公衆電話のように、ユーザに1対1で対応しない場合は、接続料原価に加入者回線を含んでいる理解です。

(6) ビル&キープを原則化すると、モバイル事業者が整備した全国エリアを固定事業者はコスト負担なく利用できる状況となり公平性を損なうという意見についてどう考えるか。(对各事業者)

(回答)

モバイル・固定間で本質的なネットワーク構造の違いや事業規模の違いにより、ネットワークコストに大きな差分が存在するため、公正競争の観点からも応分費用を適切に相互負担することが基本であり、精算方法の変更を検討する際は十分な配慮が必要と考えます。

(8) 現に新規に音声市場に参入した事業者が、接続料の算定や交渉が参入障壁であるとしてビル&キープ方式を提案していることを踏まえてどう考えるか。(対ソフトバンク、アイ・ピー・エス・プロ)

(回答)

新規に音声接続に参入する事業者は、既に着信接続料として一部コストを回収している既存事業者以上に接続料収入によるコスト回収の必要性を感じるのが一般的であると考えますが、一部事業者においては、接続に関するコスト算定や協議コストの運用面の負荷がより大きいと感じている状況であると理解しました。

(10) ビル&キープ方式の原則化によりコスト回収の問題が発生し得るのは、発着信トラヒックバランスの差異や音声接続料水準の差異が原因と思われるが、このうち、発着信トラヒックバランスの差異については、どのような原因で発生していると考えるか。単に事業者の規模が異なるだけでは発着信バランスに大きな差異が生まれるとは考えられず、例えば、①かけ放題の有無等、利用者料金の違い、②利用者にコールセンターが多い等、利用者の利用傾向の違い、③地方のみでサービス提供を行う場合に都市部への発信が多い等、地域差が考えられるか。その他に考えられる原因があるか。(对各事業者)

(回答)

主には上記①②③になると考えます。

(11) 上記の各原因による発着信トラヒックバランスの差異について、仮にビル&キープ方式の原則化を行うに当たり何らかの方策が必要と考えられるものがあるか。(对各事業者)

(回答)

ビル&キープの原則化のために、トラヒックバランスの差異について方策を講じることは、目的と手段が逆転しており、不適切と考えます。

(12) PSTN マイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期にも配慮する必要があるとの意見についてどう考えるか。配慮が必要と考える場合、具体的な更改時期としてはいつ頃が想定されるか。(对各事業者)

(回答)

一般論として、制度の導入においては、システム更改等事業者の負担が発生するため、各事業者の意見も踏まえて検討すべきと考えます。

3 対象とすべき呼種・接続形態、特に着信課金、国際電話等の片務的な呼種について

(1) 片務的な呼種として、着信課金、国際通話、MVNO 向けのプレフィックス自動付与機能に係る通話が挙げられているが、それ以外に留意すべき呼種があるか。(对各事業者)

(回答)

その他、0570 や 00XY は留意が必要です。

(2) 各社における、片務呼に係るトラフィック量、接続料取引額の規模はどの程度か。(对各事業者)

(回答)

片務呼（着信課金、国際呼等のサービス呼を想定）に係るトラフィック量（秒数）の規模は以下のとおりです。（相接呼の内）

- ・ 移動の立場：当社からの請求が発生する相接呼のうち、他社サービス呼分は約 %
- ・ 固定の立場：当社からの請求が発生する相接呼のうち、他社サービス呼分は約 %
当社からの支払が発生する相接呼のうち、自社サービス呼分は約 %

片務呼に係る接続料取引額の規模は以下のとおりです。

- ・ 移動の立場：請求接続料の中で、他社サービス呼分は約 %
- ・ 固定の立場：請求接続料の中で、他社サービス呼分は約 %
支払接続料の中で、自社サービス呼分は約 %

(3) 片務的な呼種の精算方法として、トラフィックによらない定額やレベニューシェア等の精算方式を導入するとの意見についてどう考えるか。(对各事業者)

(回答)

必ずしも新たな方式の検討自体を否定するものではありませんが、公平性の観点でどのような方式であれば採用し得るのか等、より深い検討が必要であり、内容次第では指定事業者の負担は変わらないことも考えられます。

4 事業者の投資行動への影響について

(1) 仮にビル&キープ方式を原則化した場合、音声サービスに係る設備投資を継続・拡大する事業者がいる一方で、音声サービスに係る設備投資を抑制する事業者も出てくる可能性があると考えるが、ビル&キープ方式の原則化がネットワーク全体の最適化につながると考えるか。(对各事業者)

(回答)

利用者に対する音声サービスの通信品質も重要な競争要因であること、通信事業者が接続料収入を高めるために非効率な設備投資を行うことはあり得ないこと等から、仮にビル&キープを採用したとしても、原則ネットワーク全体への最適化等への直接的影響は生じないものと考えます。ただし、利用者料金水準そのものへの影響が生じる可能性はあり得るものと考えます。

IP 網への移行完了やメタル回線設備縮退等のネットワーク環境の変化を踏まえたメタル IP 電話に係る接続ルールの在り方における追加質問に対する当社回答

2026 年 3 月 5 日
ソフトバンク株式会社

以下当社回答が必要な箇所のみ、質問を抜粋のうえ回答を記載します。

※赤字は構成員限り

1 メタル収容装置等の提供における非効率性の排除の見通し

(2) 非効率性排除の明確な見通しとして、具体的に何が示されるべきと考えるか。(対ソフトバンク、楽天モバイル、Colt テクノロジーサービス)

(回答)

2035 年のメタル縮退に向けて、需要の減少に伴う余剰設備の削減計画、収容率の推移等といった定量的な設備効率化の見通しが示されるべきと考えます。

(3) ビル&キープ方式原則化の議論においては、「接続料収入を高めるために非効率な設備投資を行うことはあり得ない」と主張されているところ、本件においては非効率性排除の明確な見通しを求めることとの整合性について、どのように考えるか。(対ソフトバンク)

(回答)

通信事業者が接続料収入を高めるために非効率な設備投資を行うことは合理的とは考えにくく、この点は事業者共通の前提であるとの認識です。

特にモバイル分野においては、周波数を保有する MNO 間で設備競争が行われており、第 76 回接続政策委員会（2025 年 12 月 24 日）の当社説明資料のとおり、設備構築の最重要課題は、ユーザ利便性（「つながりやすさ」「通信速度」等）の向上を、いかに効率的な投資で実現するかにあります。その意味で、競争市場において非効率投資が恒常的に生じるとは想定していません。

その上で、「非効率性排除の明確な見通しが示されない限り LRIC は継続すべき」と意見したのは、以下の理由によります。

① ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備が対象であること

他の事業者にとって事業展開上不可欠なボトルネック設備である第一種指定電気通信設備は、第二種指定電気通信設備やその他設備とは性質が明らかに異なり、十分な効率性が市場競争によって自動的に確保されるとは限らないこと。

② メタル網縮小という過渡的的局面にあること

メタル網は需要縮小局面にあり、回線移行等に伴い空きが生じた設備を効率化していく必要があるが、①で述べたボトルネック性からこのような過渡期において非効率性が排除された運用がなされるとは限らず、不要設備を適時適切に効率化されているかを確認することが重要であること。

③ LRIC 採用の歴史的・制度的経緯

LRIC 方式は、過去の独占的な PSTN 提供体制のもとで形成されたコスト構造に内在する非効率性を排除する観点から導入されたものであり、「IP 網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 最終答申」（2021 年 9 月 1 日）においても、非効率性排除の必要性から LRIC 方式が継続採用されることになった経緯が存在すること。

2 固定系非指定通信事業者の接続料のベンチマークとしての役割

(1) 現在どのようなベンチマークを用いており、LRIC 方式から実績原価方式に変更された場合には具体的にどのような影響が及ぶのか。(対ソフトバンク、JUSA)

(回答)

(2) PSTN マイグレーション後は NTT 東西の「組合せ適用単金」が新たなベンチマークとなっており、その組合せ単金の形成要素であるメタル IP 電話接続料を LRIC 方式から実績原価方式へ変更しても影響は軽微との指摘について、どのように考えるか。(対ソフトバンク、JUSA)

(回答)

(3) 事業者間協議が滞るリスクが懸念されるのであれば、LRIC 方式を廃止しビル&キープ方式を原則化することにより、そもそも接続料の協議自体が不要となり、強い交渉力を有する大手事業者から低廉な接続料を求められるリスクもなくなるが、どのように考えるか。(対ソフトバンク、JUSA)

(回答)

LRIC 方式が適正に機能していれば本来は不当に高い接続料が請求されるといったことは発生しない理解です。仮に総合的判断によりビル&キープ方式が将来採用された場合であっても、接続協議を円滑化するという観点を主目的に採用するというのは違和感を覚えます。加えて、将来的にも片務呼が存在するため、引き続き事業者間協議は必要と考えます。

3 LRIC 方式を継続する場合における運用プロセスの簡素化

(1) 仮に、LRIC 方式から実績原価方式、ビル&キープ方式等に移行するとした場合、それまでの期間における時限措置となる LRIC 方式の運用プロセスの簡素化を行うことの必要性について、今後検討にかける労力と得られる成果も考慮して、どのように考えるか。(対 NTT 東西、KDDI、ソフトバンク)

(回答)

当社プレゼンでも示したとおり、運用簡素化に異を唱えているわけでは必ずしもありません。毎年度の更新対象は効果の大きな設備に絞り込む等の簡素化であれば、さほど検討の労力はかからず成果を得られるのではないかと考えます。

(2) LRIC 方式の運用にあたり、事業者・行政コストの低減を図る観点で、入力値の固定化以外の簡素化の手法としてはどのようなものが考えられるか。(対 NTT 東西、KDDI、ソフトバンク)

(回答)

まずは現状の課題として NTT 東西及び行政にて LRIC の運用にあたって特にコストがかかっている点を具体的に洗い出し、課題を明確にしたうえで簡素化の検討を行うことが望ましいと考えます。

4 実績原価方式への移行

(1) 現行制度では LRIC 方式が適用されるメタル IP 電話固有部分の接続料は東西均一料金となっているが、LRIC 方式から実際費用方式に移行した場合、東西それぞれの費用を踏まえて東西別料金とするか、それとも東西均一料金を維持すべきかについて、理由も含めて、どのように考えるか。(対各事業者)

(回答)

仮に実際費用方式とする場合においては東西それぞれの単価とすべきと考えますが、東西の単価差が非常に大きい場合は、NTT の設備特性上、効率性や設備投資の妥当性等に疑義が生じる可能性があることから、広く事業者の意見を聞いた上で検討すべきと考えます。

(2) 東西別料金とする場合、東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令は廃止することでよいか。(対各事業者)

(回答)

東西の単価差が非常に大きい場合は、省令の扱いも含めて広く事業者の意見を聞いた上で検討すべきと考えます。

8 「裁定方針」第2項における有効なデータの提供が行われるため等の環境整備

(1) 非指定事業者の原価等の算定を可能とするため、会社法等に基づく計算書類等を基にした算定に必要なデータの要件やネットワーク図等を予め総務省が例示すべきとの指摘について、どう考えるか。また、「算定に必要なデータの要件」として挙げられているもの（＝費用は電気通信業務に係るものに限定する、原価に営業費は含めない、音声・データ等で共通的に発生する費用はトラヒックにて配賦）以外にどのような要件を求めるべきか。（对各事業者）

(回答)

仮に非指定事業者に情報公開を求めたとしても、情報取得に要する対応工数に相当の時間やコストを要するとともに、開示可能な情報量に相違が生じ、結果的に共通化可能な開示内容は極めて限られた範囲に制限されることが想定されるため、必ずしも接続料単価の適正性が判断できる情報にならない可能性が極めて高いと考えます。

また、裁定方針第三項において、有効なデータが提供されない場合は LRIC を用いることと規定されていることから、LRIC をベースとした協議が実態上有効と考えます。

接続政策委員会（第78回）を踏まえた追加質問 に対する当社回答

2026年3月4日

楽天モバイル株式会社

渉外本部

IP網への移行完了やメタル回線設備縮退等のネットワーク環境の変化を踏まえたメタルIP電話に係る接続ルールの在り方における追加質問①

項目	質問	回答
1. メタル収容装置等の提供における非効率性の排除の見通し	(2) 非効率性排除の明確な見通しとして、具体的に何が示されるべきと考えるか。(対ソフトバンク、楽天モバイル、Coltテクノロジーサービス)	メタル収容装置及び同装置にあわせて収容局内に設置される変換装置等に係る費用等を開示していただきたく存じます。
4. 実績原価方式への移行	(1) 現行制度ではLRIC方式が適用されるメタルIP電話固有部分の接続料は東西均一料金となっているが、LRIC方式から実際費用方式に移行した場合、東西それぞれの費用を踏まえて東西別料金とするか、それとも東西均一料金を維持すべきかについて、理由も含めて、どのように考えるか。(対各事業者)	メタル回線設備が残る限りは、原則としてLRIC方式を適用すべきと考えます。 仮にLRIC方式から実際費用方式に移行した場合、NTT東西殿は別人格の電気通信事業者であり、設備の設置コストにもNTT東西殿で差異が存在することから、NTT東西殿それぞれにより個別に設定されるべきものであると考えます。
	(2) 東西別料金とする場合、東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令は廃止することによいか。(対各事業者)	仮にLRIC方式から実際費用方式に移行し、NTT東西殿それぞれにより料金が設定される場合には、当該省令を廃止することにつき異論ありません。

IP網への移行完了やメタル回線設備縮退等のネットワーク環境の変化を踏まえたメタルIP電話に係る接続ルールの在り方における追加質問②

項目	質問	回答
<p>6. LRIC方式の廃止による事業運営への影響及びそれを踏まえた激変緩和措置</p>	<p>(2) 激変緩和措置等の対策を検討いただきたいと主張される「接続料の上昇により他事業者の事業運営に影響を与える場合」とは、具体的にどの程度の接続料水準の上昇を指しているのか。 (対楽天モバイル)</p>	<p>接続事業者はその事業規模に差異があるため、事業運営に与える影響の程度も異なるものと理解しております。</p> <p>音声の需要が減少している状況を踏まえれば、音声に係るコストも低減されるべきものと認識しています。接続事業者の予見性確保の観点から、LRIC方式の廃止により接続料がどのように推移するのかについて検証及び検討が必要であると考えます。</p> <p>そのうえで、仮に接続料の上昇が想定される場合においては、事業運営に影響を与える影響の程度や水準等も含め、激変緩和措置等の対策を検討いただきたく存じます。</p>
	<p>(3) 激変緩和措置の例として挙げられている、2025年の料金を上限額として5年程度を目安に適用する措置は、どのような考えに基づくものか。 (対楽天モバイル)</p>	<p>音声接続料については高止まりの状況が続いており、更なる上昇が生じた場合には、接続事業者の予見性が損なわれるおそれがあると考えます。そのため、第76回接続政策委員会の当社説明資料P11の通り、激変緩和措置等の対策についてご検討いただきたい旨を提案いたしました。</p> <p>なお、「NTT東西殿の(略)2025年の料金を上限額として5年程度目安に適用」との考え方は、あくまで激変緩和措置の一例として申し上げたものであり、具体的な方法や期間等を含め、前向きにご検討いただきたく存じます。</p>

IP網への移行完了やメタル回線設備縮退等のネットワーク環境の変化を踏まえたメタルIP電話に係る接続ルールの在り方における追加質問③

項目	質問	回答
<p>8. 「裁定方針」第2項における有効なデータの提供が行われるため等の環境整備</p>	<p>(1) 非指定事業者の原価等の算定を可能とするため、会社法等に基づく計算書類等を基にした算定に必要なデータの要件やネットワーク図等を予め総務省が例示すべきとの指摘について、どう考えるか。また、「算定に必要なデータの要件」として挙げられているもの（＝費用は電気通信業務に係るものに限定する、原価に営業費は含めない、音声・データ等で共通的に発生する費用はトラヒックにて配賦）以外にどのような要件を求めるべきか。（对各事業者）</p>	<p>市場への影響力・支配力を有するとされる第一種指定電気通信事業者及び第二種指定電気通信事業者に対しては、接続料の算定等に係る会計書類の申請・公表が求められているものと理解しております。</p> <p>他方で、非指定電気通信事業者に対して必要なデータ等の提出を求めることについては理解するものの、当該事業者は指定電気通信事業者と比べて事業規模等が小さいことから、過度な負担とならないよう配慮いただきたく存じます。</p>

IP網への移行完了やそれに伴う事業者間の接続形態の変容、 音声トラヒックの減少傾向等を踏まえた音声接続料の在り方における追加質問①

項目	質問	回答
2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて	<p>(2) 社会的責務に伴うコストを受益者から適正に回収することが重要とのことだが、サービスの維持や安定性確保等は着信者も受益しているのではないか。発信者のみを受益者とする理由は何か。 自網において発信・着信できる便益を自社ユーザが受けると考えれば、ビル&キープ方式も適正なコスト回収と言えるのではないか。 (对各事業者)</p>	<p>当社は発信者のみを受益者としては考えておらず、発着信双方に一定の便益が生じるものと考えます。 また、ビル&キープ方式が適正なコスト回収になるかについては、特にモバイル網と固定網では設備特性等が異なることから、ネットワーク形態の違い等に留意して検討すべきと考えます。</p>
	<p>(6) ビル&キープを原則化すると、モバイル事業者が整備した全国エリアを固定事業者はコスト負担なく利用できる状況となり公平性を損なうという意見についてどう考えるか。(对各事業者)</p>	<p>公平性を損なうという意見に対して異論ありません。 モバイル設備に係る基地局費用等の回収が難しくなるため、事業者間の公平性が損なわれるおそれがあると考えます。</p>

IP網への移行完了やそれに伴う事業者間の接続形態の変容、 音声トラヒックの減少傾向等を踏まえた音声接続料の在り方における追加質問②

項目	質問	回答								
<p>2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて</p>	<p>(7) モバイルの音声接続料については、音声・データ間の費用配賦の影響も大きく、必ずしも規模の経済により大規模事業者が有利とは言えないのではないかと考えるが、携帯事業は規模の経済が働きやすく、ビル&キープを原則化した場合、大規模事業者のみを利するため公平性を損なうとの意見についてどう考えるか。 (対NTTドコモ、KDDI、楽天モバイル)</p>	<p>第76回接続政策委員会の当社説明資料P6①の通り、現行制度下では自社コストに基づく接続料の精算が行われ、事業規模及び設備効率の差が調整されることにより、競争の公平性が担保されているものと理解しております。</p> <p>ビル&キープ方式を原則化した場合においては、そうした調整の仕組みが失われ、「規模の経済」を享受する大規模MNOの優位性が強まり、公平性が損なわれるおそれがあると考えます。</p> <p>なお、移動電気通信役務の事業者シェアにおいては、MNOであってもその数値に差異があることから、MNOであることが必ずしも同一の優位性を持つものではないと認識しております。</p> <p><参考> 移動電気通信役務の事業者別シェア</p> <table border="0"> <tr> <td>NTTドコモ</td> <td>: 38.9%</td> </tr> <tr> <td>KDDI</td> <td>: 27.2%</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンク</td> <td>: 25.1%</td> </tr> <tr> <td>楽天モバイル</td> <td>: 5.5%</td> </tr> </table> <p>出所：電気通信事業部会 市場検証委員会 利用者視点を踏まえたモバイル市場の検証に関する専門委員会（第1回）事務局資料</p>	NTTドコモ	: 38.9%	KDDI	: 27.2%	ソフトバンク	: 25.1%	楽天モバイル	: 5.5%
NTTドコモ	: 38.9%									
KDDI	: 27.2%									
ソフトバンク	: 25.1%									
楽天モバイル	: 5.5%									

IP網への移行完了やそれに伴う事業者間の接続形態の変容、 音声トラヒックの減少傾向等を踏まえた音声接続料の在り方における追加質問③

項目	質問	回答
<p>2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて</p>	<p>(10) ビル&キープ方式の原則化によりコスト回収の問題が発生し得るのは、発着信トラヒックバランスの差異や音声接続料水準の差異が原因と思われるが、このうち、発着信トラヒックバランスの差異については、どのような原因で発生していると考えるか。単に事業者の規模が異なるだけでは発着信バランスに大きな差異が生まれるとは考えられず、例えば、①かけ放題の有無等、利用者料金の違い、②利用者にコールセンターが多い等、利用者の利用傾向の違い、③地方のみでサービス提供を行う場合に都市部への発信が多い等、地域差が考えられるか。 その他に考えられる原因があるか。(对各事業者)</p>	<p>発着信トラヒックバランスの差異が生じる原因の例として示された①～③に対して異論ありません。</p> <p>その他に考えられる原因として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス呼(00XY) ・050を利用した特定の方法(問い合わせ専用等)で利用される呼種 ・予約専用サービス等に係る呼種(050,0ABJ等)等 <p>においても、トラヒックバランスの差異が生じるおそれがあると考えます。</p>

IP網への移行完了やそれに伴う事業者間の接続形態の変容、 音声トラヒックの減少傾向等を踏まえた音声接続料の在り方における追加質問④

項目	質問	回答
<p>2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて</p>	<p>(11) 上記の各原因による発着信トラヒックバランスの差異について、仮にビル&キープ方式の原則化を行うに当たり何らかの方策が必要と考えられるものがあるか。(对各事業者)</p>	<p>特に以下の原因はトラヒックバランスの差異が大きくなることが想定されることから、方策等を検討いただきたく存じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かけ放題等の利用者料金の違い： 体力のあるMNOが早期に自社ユーザを刈り取ることで、トラヒックバランスに大きな差が生まれるおそれ ・利用者傾向： コールセンターに加え、家族間での通話等、利用者の属性によりトラヒックバランスに大きな差が生まれるおそれ ・サービス呼： 事業者等のサービス特性によりトラヒックバランスに大きな差が生まれるおそれ ・予約専用サービス等に係る呼種： 予約専用サービス等は一方的な発信が予想され、トラヒックバランスに大きな差が生まれるおそれ

IP網への移行完了やそれに伴う事業者間の接続形態の変容、 音声トラヒックの減少傾向等を踏まえた音声接続料の在り方における追加質問⑤

項目	質問	回答
<p>2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて</p>	<p>(1 2) PSTNマイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期にも配慮する必要があるとの意見についてどう考えるか。 配慮が必要と考える場合、具体的な更改時期としてはいつ頃が想定されるか。(对各事業者)</p>	<p>PSTNマイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期にも配慮する必要があることについて、異論ありません。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: right; color: white; font-weight: bold;">対外秘情報</div>
<p>3. 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種について</p>	<p>(1) 片務的な呼種として、着信課金、国際通話、MVNO向けのプレフィックス自動付与機能に係る通話が挙げられているが、それ以外に留意すべき呼種があるか。(对各事業者)</p> <p>(2) 各社における、片務呼に係るトラヒック量、接続料取引額の規模はどの程度か。(对各事業者)</p>	<p>左記の呼種に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス呼(00XY) ・050を利用した特定の方法(問い合わせ専用等)で利用される呼種 ・予約専用サービス等に係る呼種(050,0ABJ等)等 <p>においても片務的な呼種としてトラヒックバランスに差が生じるおそれがあるため、留意すべきと考えます。</p> <p>経営情報のため回答を差し控えさせていただきます。</p>

IP網への移行完了やそれに伴う事業者間の接続形態の変容、 音声トラヒックの減少傾向等を踏まえた音声接続料の在り方における追加質問⑥

項目	質問	回答
<p>3. 対象とすべき呼種・ 接続形態、特に、 着信課金、国際電話 等の片務的な呼種に ついて</p>	<p>(3) 片務的な呼種の精算方法として、トラヒックによらない定額や レベニューシェア等の精算方式を導入するとの意見についてどう考えるか。 (对各事業者)</p>	<p>片務的な呼種については、発着信トラヒックが対称とならない おそれがあること等から、仮にビル&キープ方式の原則化される 場合においては、原則化の対象外とすることが望ましいと考えます。 また、片務的な呼種は様々な種類が含まれることから、具体的な 精算方法については、当該サービスの内容や利用実態等を 踏まえて検討されることが適切と考えます。</p>
<p>4. 事業者の投資行動へ の影響について</p>	<p>(1) 仮にビル&キープ方式を原則化した場合、音声サービスに係る設備 投資を継続・拡大する事業者がいる一方で、音声サービスに係る 設備投資を抑制する事業者も出てくる可能性があると考えるが、 ビル&キープ方式の原則化がネットワーク全体の最適化につながると 考えるか。(对各事業者)</p>	<p>仮にビル&キープ方式を原則化し、規制コストや事業者間精算 におけるコストが一定程度削減された場合において、それらが 事業者の音声サービスに係る設備投資行動に対しどのように 影響を及ぼすかは各事業者の合理的な経営判断によるものと 理解しています。</p>

Rakuten Mobile

追加質問への回答

株式会社アイ・ピー・エス・プロ

2026年3月4日

音声接続料にかかるビル&キープ方式の原則化の検討に関する追加質問 に対する回答

2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

【質問】

(2) 社会的責務に伴うコストを受益者から適正に回収することが重要とのことだが、サービスの維持や安定性確保等は着信者も受益しているのではないか。発信者のみを受益者とする理由は何か。自網において発信・着信できる便益を自社ユーザが受けると考えれば、ビル&キープ方式も適正なコスト回収と言えるのではないか。(対各事業者)

【回答】

実際に通話料金を支払う側が直接的受益者(着信者は間接的受益者)であると考えます。ビル&キープ方式を原則化とし自網でコストを賄う、つまり、発信者も着信者も直接的受益者であるとするのであれば、発信者も着信者も通話料金を支払うべきと考えることが自然です。

確かに通話は発信者と着信者間で成り立っていると考えると発信者も着信者も受益者です。ただし、発信者が能動的に通話を行うのに対して、着信者は受動的に通話を行うことになるため、着信者は必要な呼ばかりではなく不要な呼も受けてしまうという現実があります。そこでこういった不具合を防ぐために、我が国では、発信者を受益者と考え、料金設定権は発信網に設定し、発信者が通話料を支払うという流れになったと認識しています。

事実として、「NTT固定(加入・ISDN)発信⇒携帯着信の呼」は、着信網に料金設定権があり着信者が通話料を負担していた時代もありましたが、近年、消費者ニーズの高まりを受け、発信網に料金設定権を与え発信者が通話料を負担するように変更した経緯があります。

<次頁に続く>

2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

<前頁から続き>

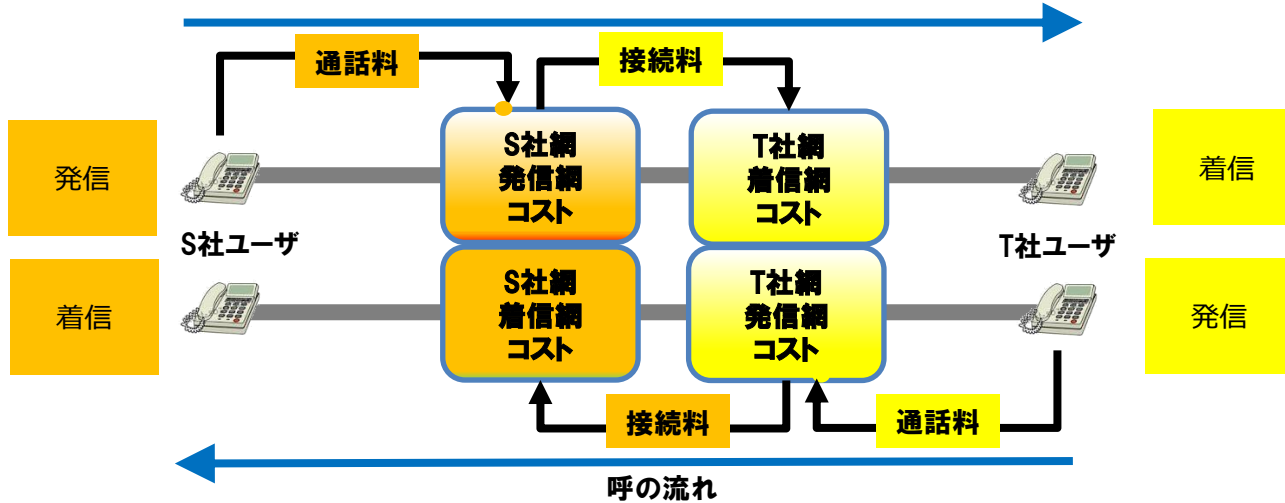
このように我が国の電気通信事業の従来取ってきたコスト回収方法は、発信事業者が発信者より通話料を回収し、その接続先に接続料を支払うという方法（着信者からは通話料は回収しない）であり、十数年かけて蓄積した上で（安定的な日本の）電気通信市場として成り立っているものです。

現在事業者間の合意があれば採用ができるビル&キープ方式を、法律まで変えて全社原則採用させるということに対して疑問を持っているのであり、これを反対しているということです。

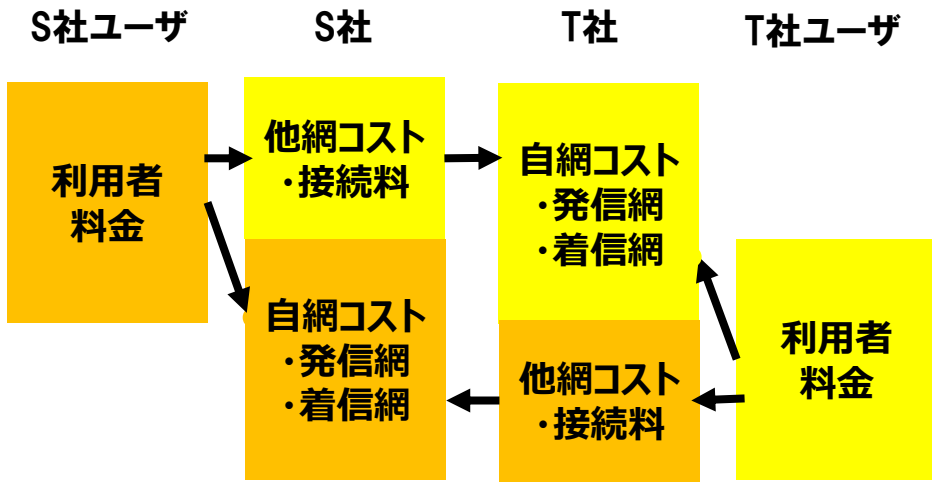
もしこの環境を変えることができるのであれば、（他国で多く採用されている）着信事業者が着信者から料金回収ができる環境を順次整えたうえで、ビル&キープ原則化に移行していくことが現実的な方法であると考えます。ただし、着信者側負担は消費者側のハードルは高いと考えます。

2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

■現状



【支払いコストの流れのイメージ】

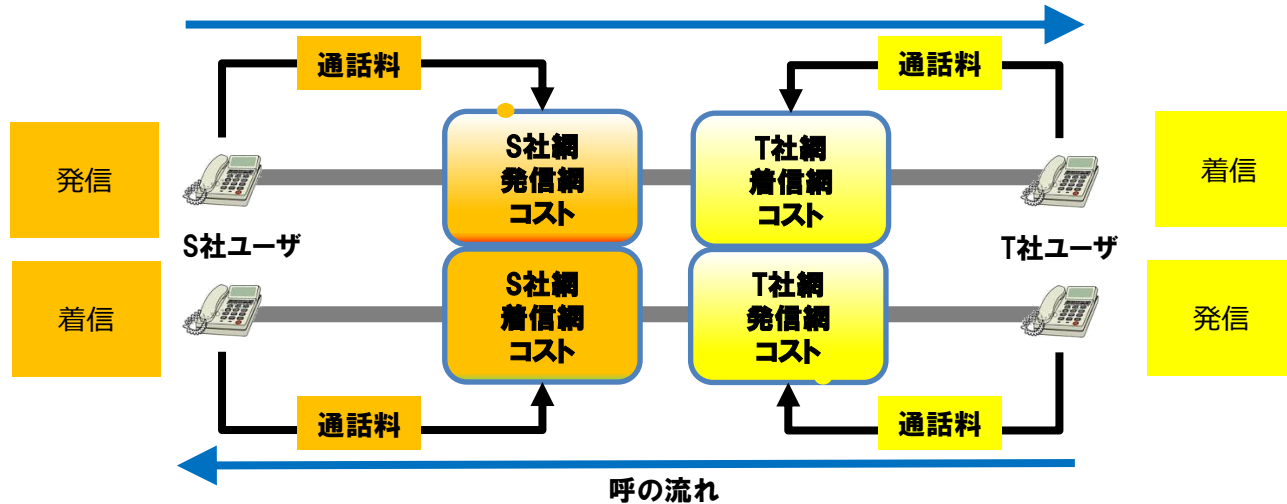


発信事業者が発信者より通話料を回収し、その接続先に接続料を支払うという方法

→: 支払い・コストの流れ

2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

■ビル&キープを原則化とする場合のあるべき姿

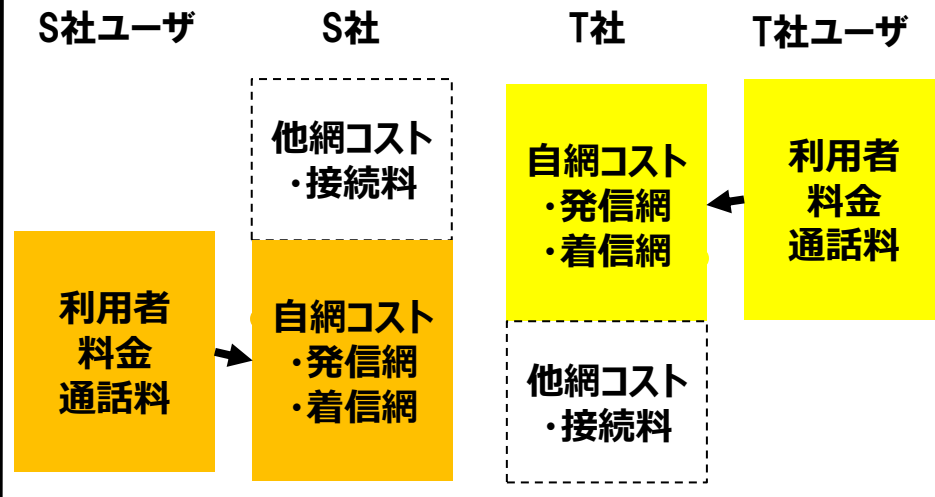


ビル&キープ方式を原則化とし
自網でコストを賄う、つまり、
発信者も着信者も直接的受益者で
あるとするのであれば、公平に見れば
発信者も着信者も通話料金を支払うことが
応分負担となる

↓
ただし、着信者側負担は消費者側に馴染み
が薄いため導入のハードルが高いと思われる

→: 支払い・コストの流れ

【ビル&キープ原則化時のイメージ】



2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

【質問】

(3) 仮に利用者の利用傾向が同一であれば、事業者規模が異なっても発着信バランスが均衡すると思われるが、トラフィック量が片務的になる理由としてはどのような理由が考えられるか。かけ放題の有無の他にも理由があるか。(対アイ・ピー・エス・プロ)

【回答】

仮に利用者の利用傾向が同一であれば、当然のことながら事業者規模が異なっても発着信バランスが均衡します。利用者の利用傾向が同一ということは、端末種別（携帯or固定）等に関わらず利用傾向が同一になるという仮定です。しかし、この仮定そもそもが成り立たないという事を主張・説明をしています。また事実として端末種別による片務は、総務省が発表している「通信量からみた我が国の音声通信利用状況【令和5年度】 3 相互通信状況」によると、固定・IP：携帯間の発着比率は通話回数、通話時間とも2：5であり明らかにデータとなって表れています。

<トラフィックの偏りについて>

携帯⇔携帯：特に大きい

携帯⇒固定・IP：大きい（固定・IPはコールセンター等法人の場合が多い）

固定・IP⇒携帯：小さい

<偏りが起こる推定要因>

①かけ放題の有無（携帯：有、固定・IP：無）

②電話帳の有無／登録件数の大小

携帯発信：内蔵多（手元の携帯端末・スマホに実装済。ワンタッチで発信可能）

固定発信：内蔵少（一般的に登録件数は小⁸⁹、多くの場合はダイヤルによる）<次頁に続く>

2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

＜前頁から続き＞

現状「接続料あり・事業者間精算あり」という制度により、通話料の適正価格が守られていると考えまております。（通話料をその接続先の接続料を無視してまで値下げすることはできないと思われるため）

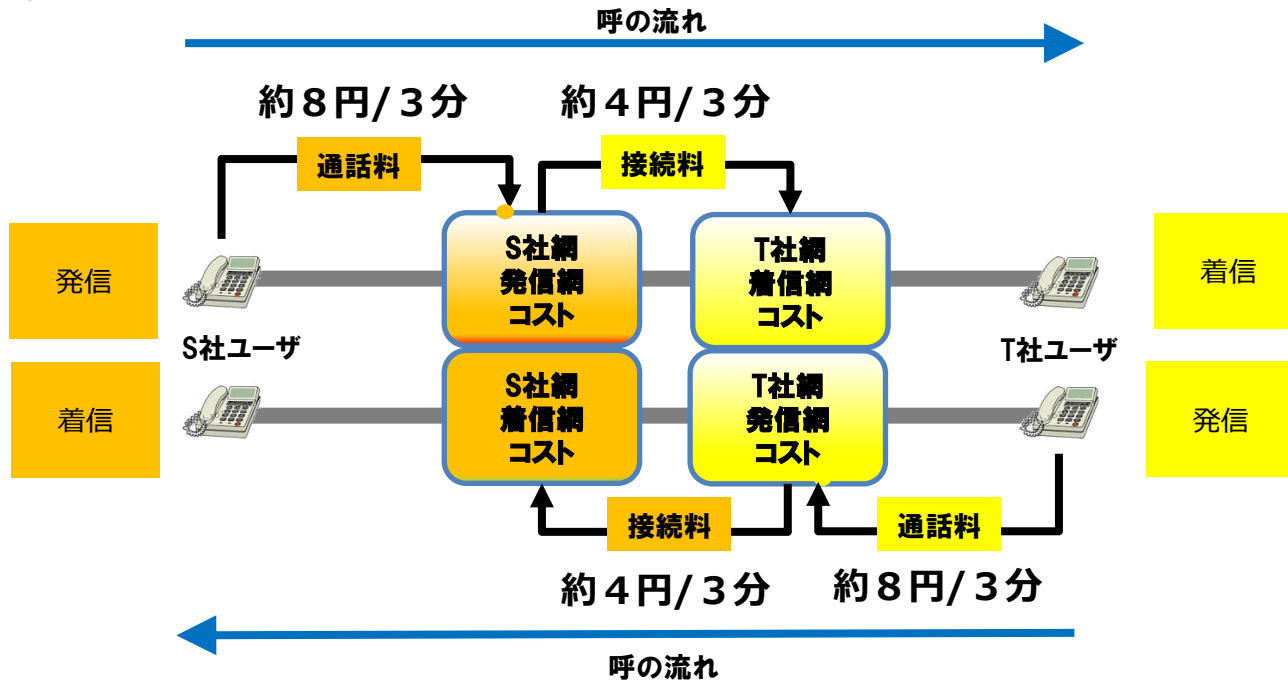
もし、ビル&キープが原則化されると（接続料が実質無料化されると）、発信事業者は発信者の通話料を際限なく値下げすることができる環境となります。最終的には通話料無料化（定額）に行きつくと思われ、事業者や利用者を取り巻く環境の継続性が保たれなくなることが危惧されます。

当社が説明・主張している内容に誤解があると思われるので再掲させていただきます。

- 誤) 事業者規模が異なるため片務的になる（発着バランスが均衡しない）
- 正) 大規模事業者は定額料金(掛け放題)メニューを投入しやすい。（投入済＝定着）
よって、片務的になる。（前プレゼン資料を参照のこと）

2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

■現状（精算あり）のメリット：「通話料の適正化」



- ・発信者の通話料は、その接続先の接続料があることにより適正価格が守られています。
- ・発信者の通話料をその接続先の接続料を無視して不当に値下げすることはできません。



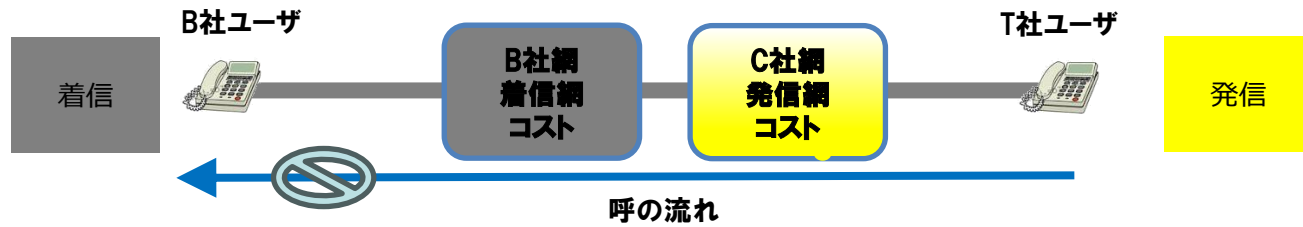
- ・ビル&キープの原則化により、接続先の接続料が実質無料化されるところにより、発信者の通話料は、際限なく値下げすることができ、最終的には通話料無料化につながります。

【メリット】消費者・ユーザへの経済性が向上する、一方

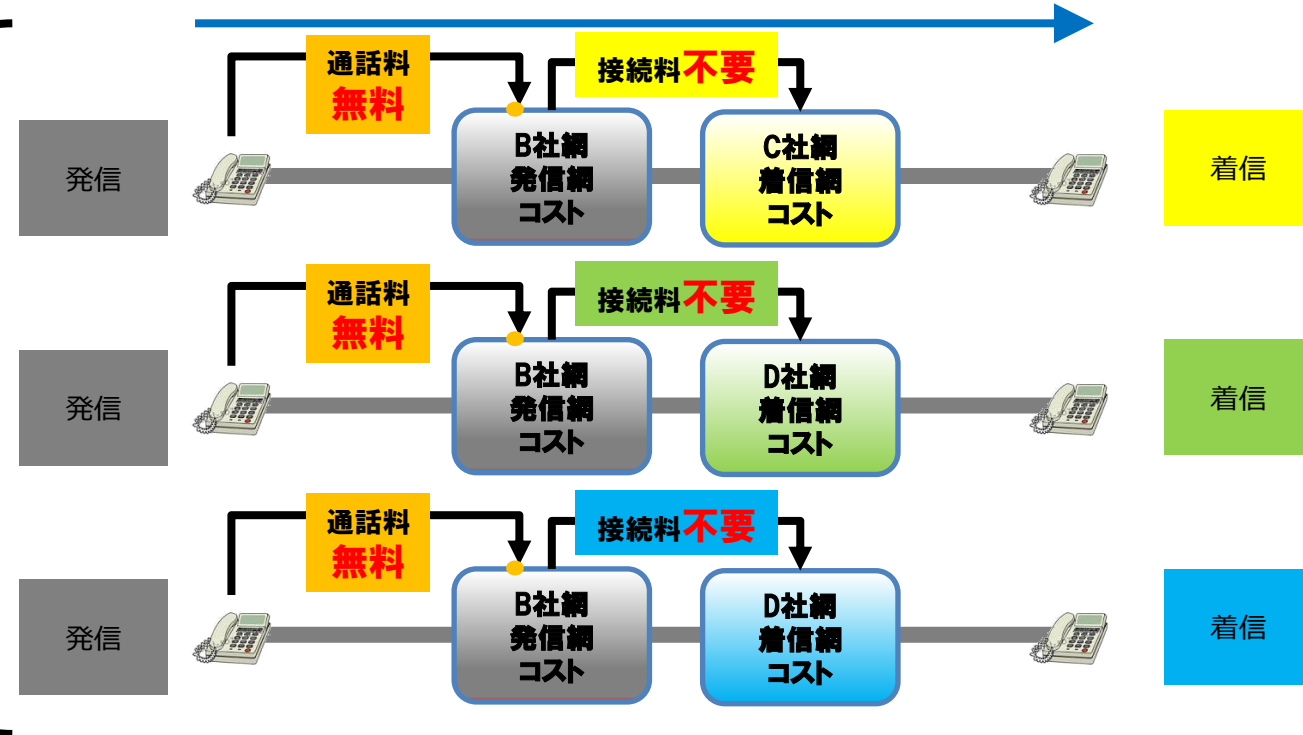
【デメリット】通話料無料を機に音声市場が荒れ、悪質勧誘電話が増大し、新たな犯罪手口につながる恐れが拡大するのではないのでしょうか

2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

■ビル&キープ原則化となると想定される新たなサービス「無料通話・発信専用サービス」



不特定多数に
発信できる
通話料無料
サービスが横行



2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

【質問】

(6) ビル&キープを原則化すると、モバイル事業者が整備した全国エリアを固定事業者はコスト負担なく利用できる状況となり公平性を損なうという意見についてどう考えるか。(对各事業者)



「全国エリア」という言葉にだけ着目すると、逆に、ビル&キープを原則化すると、固定事業者が整備した全国エリアを携帯事業者がコスト負担なく利用できる状況となり公平性を損なうという意見についてどう考えるか？となり論点がズレます。



次のとおり質問を読み替えた上で回答します

【質問（読み替え後）】

ビル&キープを原則化すると、モバイル事業者が固定事業者より高コスト(基地局展開等)で全国エリア整備した網を固定事業者はコスト負担なく利用できる状況となり公平性を損なうという意見についてどう考えるか。

【回答】

公平性を損なうと考えます。事実、現在の携帯の接続料は、固定の接続料の(3分換算で)約2倍となっており、高コスト(基地局展開等)分が反映される形となっている。よって、ビル&キープを原則化せず、携帯事業者がコストを適正に回収することができるよう、事業者間精算を確実に実施する必要があると考えます。

2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

【質問】

(8) 現に新規に音声市場に参入した事業者が、接続料の算定や交渉が参入障壁であるとしてビル&キープ方式を提案していることを踏まえてどう考えるか。(対ソフトバンク、アイ・ピー・エス・プロ)



フリービット様の単独のご意見として賜る。

(近年、新規参入した事業者さまが同様の意見とは限らず、事実、一部の事業者に個別に確認したところ、「接続料の算定や交渉が参入障壁でありビル&キープ方式が望ましい」との意見ではありませんでした。



過去のフリービット様のプレゼン※において以下の通り主張

・接続料が無くなれば「自社で料金コントロールができる」

※「接続料の算定等に関する研究会(第69回)」ヒアリング資料 2023年3月7日(火)



このプレゼンでは、

接続料のうち「接続料費用(支出)」のみをフォーカスにあてており、

「接続料収入」が全く考慮されておらず、

本当にビル&キープ方式が望ましく参入障壁の軽減となるのか疑問が残ります

2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

総務省・委員限り

(過去の某事業者プレゼン資料における) ビル&キープ原則時の間違ったイメージ

総務省・委員限り

2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

【質問】

(10) ビル&キープ方式の原則化によりコスト回収の問題が発生し得るのは、発着信トラヒックバランスの差異や音声接続料水準の差異が原因と思われるが、このうち、発着信トラヒックバランスの差異については、どのような原因で発生していると考えるか。単に事業者の規模が異なるだけでは発着信バランスに大きな差異が生まれるとは考えられず、例えば、1かけ放題の有無等、利用者料金の違い、2利用者にコールセンターが多い等、利用者の利用傾向の違い、3地方のみでサービス提供を行う場合に都市部への発信が多い等、地域差が考えられるか。その他に考えられる原因があるか。(対各事業者)

【回答】

質問3に回答した内容と同じです。

【質問】

(11) 上記の各原因による発着信トラヒックバランスの差異について、仮にビル&キープ方式の原則化を行うに当たり何らかの方策が必要と考えられるものがあるか。(対各事業者)

【回答】

質問2に回答した内容と一部重複となりますが、他国で多く採用されている着信事業者が着信者から料金回収ができる環境を順次整えたうえで、ビル&キープ原則化に移行していくのであれば現実的な方法であると考えます。

2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて

【質問】

(12) PSTN マイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期にも配慮する必要があるとの意見についてどう考えるか。配慮が必要と考える場合、具体的な更改時期としてはいつ頃が想定されるか。(对各事業者)

【回答】

特に意見はありません。

3. 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種について

【質問】

(1) 片務的な呼種として、着信課金、国際通話、MVNO 向けのプレフィックス自動付与機能に係る通話が挙げられているが、それ以外に留意すべき呼種があるか。(対各事業者)

【回答】

緊急通報及び付加機能識別番号(1XY呼)が対象に当たる認識です。

【質問】

(2) 各社における、片務呼に係るトラヒック量、接続料取引額の規模はどの程度か。(対各事業者)

総務省・委員限り

【質問】

(3) 片務的な呼種の精算方法として、トラヒックによらない定額やレベニューシェア等の精算方式を導入するとの意見についてどう考えるか。(対各事業者)

【回答】

事業者規模や力関係に寄らず、公平・公正で事業者の恣意的な意向が反映されない方法が確立される必要があると考えます。

4. 事業者の投資行動への影響について

【質問】

(1) 仮にビル&キープ方式を原則化した場合、音声サービスに係る設備投資を継続・拡大する事業者がいる一方で、音声サービスに係る設備投資を抑制する事業者も出てくる可能性があると考えますが、ビル&キープ方式の原則化がネットワーク全体の最適化につながると考えるか。
(对各事業者)

【回答】

他の回答項番との重複になりますが、事業者間の精算方法を変更(ビル&キープの原則化)しただけで音声サービスに係るネットワーク全体の最適化につながるとは考えられない。
私見となりますが、今音声サービスが取り組むべきは、例えば固定電話に求められているファックス送信義務の緩和や緊急通報へ接続するための統一環境を整えること(現在は事業者が個々に警察、消防等と接続するために大きな労力をかけなければならない)などがあると思います。

接続料算定における長期増分費用（LRIC）の適用見直し等に関する追加質問 に対する回答

4. 実績原価方式への移行

【質問】

(1) 現行制度では LRIC 方式が適用されるメタル IP 電話固有部分の接続料は東西均一料金となっているが、LRIC 方式から実際費用方式に移行した場合、東西それぞれの費用を踏まえて東西別料金とするか、それとも東西均一料金を維持すべきかについて、理由も含めて、どのように考えるか。(対各事業者)

【回答】

現在のメタルIP電話、光IP電話、組み合わせ適用における接続料の設定は東西別で設定されており、コストや手数をかけて均一料金を維持することの意義は無いと考えます。

【質問】

(2) 東西別料金とする場合、東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令は廃止することによいか。(対各事業者)

【回答】

廃止することに異論はありません。

「IP網への移行完了やそれに伴う事業者間の接続形態の変容、
音声トラヒックの減少傾向等を踏まえた音声接続料の在り方」
における追加質問への回答



2026年3月4日
NTTドコモビジネス株式会社

追加質問に対する当社回答（1 / 4）

つながろう。驚きを。幸せを。



追加質問	当社回答
1. ビル&キープ方式に関する状況について	
<p>(1) 御社は、ビル&キープ方式で合意した接続事業者との間でなぜ当該方式で合意したのか。また、当該接続事業者は、なぜ御社との間でビル&キープ方式で合意することができたと考えるか。</p>	<p>◆当社としては、ビル&キープ方式は、音声サービスに係るコスト（事業者間の接続料交渉、毎月の接続料精算/遡及精算に要する稼働や専門人材の維持確保、及び精算システムの維持コスト等）が不要となることからメリットが大きいと考えており、接続事業者各社と積極的に交渉を行ってまいりました。交渉の結果、そのメリットや考え方に賛同をいただいた接続事業者とは合意に至っているという認識です。</p>
2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて	
<p>(2) 社会的責務に伴うコストを受益者から適正に回収することが重要とのことだが、サービスの維持や安定性確保等は着信者も受益しているのではないかと。発信者のみを受益者とする理由は何か。自網において発信・着信できる便益を自社ユーザが受けると考えれば、ビル&キープ方式も適正なコスト回収と言えるのではないかと。</p>	<p>◆ご記載のとおり、着信者はサービスの維持や安定性確保、発信・着信できる便益を受けているものと考えます。</p>
<p>(6) ビル&キープを原則化すると、モバイル事業者が整備した全国エリアを固定事業者はコスト負担なく利用できる状況となり公平性を損なうという意見についてどう考えるか。</p>	<p>◆ビル&キープが原則化された場合、固定事業者（一部、地域）発一モバイル事業者（全国エリア）着において固定事業者がモバイル事業者の着信コストを負担なく利用できる一方で、逆パターンのモバイル事業者（全国エリア）発一固定事業者（一部、地域）着においてはモバイル事業者が固定事業者の着信コストを負担なく利用できることを考えれば、公平性を損なうことにはならないと考えます。</p>

追加質問に対する当社回答（2 / 4）

つながろう。驚きを。幸せを。



追加質問	当社回答
<h2>2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて</h2>	
<p>(10) ビル&キープ方式の原則化によりコスト回収の問題が発生し得るのは、発着信トラフィックバランスの差異や音声接続料水準の差異が原因と思われるが、このうち、発着信トラフィックバランスの差異については、どのような原因で発生していると考えるか。単に事業者の規模が異なるだけでは発着信バランスに大きな差異が生まれるとは考えられず、例えば、①かけ放題の有無等、利用者料金の違い、②利用者にコールセンターが多い等、利用者の利用傾向の違い、③地方のみでサービス提供を行う場合に都市部への発信が多い等、地域差が考えられるか。その他に考えられる原因があるか。</p>	<p>◆発着信トラフィックバランスの差異が発生する原因はご記載のとおりだと考えます。</p>
<p>(11) 上記の各原因による発着信トラフィックバランスの差異について、仮にビル&キープ方式の原則化を行うに当たり何らかの方策が必要と考えられるものがあるか。</p>	<p>◆一般呼においては、発信事業者がユーザ通話料の料金設定権を保有することから、各社、ユーザの利用特性等をふまえサービス戦略・販売戦略を講じ自社ユーザ獲得や利用拡大に取り組んでおり、その市場競争の結果、発信トラフィック（相手から見ると着信トラフィック）の大小の差異が発生していると認識しております。</p> <p>また、現状でも各社、市場環境変化や制度改正等をふまえ日々自社の戦略を見直しながら競争を行っており、ビル&キープ原則化された場合においても引き続き競争に委ねることが望ましいと考えます。</p> <p>一方、発着信トラフィックバランスの差異に関わらず、構造的に接続料の取引が片方向となる片務的な呼種については、理論上ビル&キープ方式には馴染まないことからビル&キープ方式原則化の対象外とする方策は取り得るものと考えます。</p>

追加質問に対する当社回答（3 / 4）

つながろう。驚きを。幸せを。



追加質問	当社回答
2. ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて	
<p>(1 2) PSTNマイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期にも配慮する必要があるとの意見についてどう考えるか。配慮が必要と考える場合、具体的な更改時期としてはいつ頃が想定されるか。</p>	<p>◆PSTNマイグレーションに伴い各社ともに精算システムの更改等を行っていると思いますが、PSTNマイグレーションは長期にわたって切替をしてきたことから、精算システムを更改した切替当初からは一定の期間経過しており償却も進んでいると想定されます。一方で、各社のシステム対応状況やビル&キープ方式の導入に伴うシステム影響は様々であると思われるので、各社のシステム更改時期やシステム影響等を確認した上で、全社一律にビル&キープ方式を原則化する時期を判断することが適切と考えます。</p>
3. 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種について	
<p>(1) 片務的な呼種として、着信課金、国際通話、MVNO向けのプレフィックス自動付与機能に係る通話が挙げられているが、それ以外に留意すべき呼種があるか。</p>	<p>◆その他の片務的な呼種としては、統一番号サービス（0570）や、固定事業者が提供するプレフィックスサービス（00XY）が挙げられます。</p>
<p>(2) 各社における、片務呼に係るトラヒック量、接続料取引額の規模はどの程度か。</p>	
<p>(3) 片務的な呼種の精算方法として、トラヒックによらない定額やレベニューシェア等の精算方式を導入するとの意見についてどう考えるか。</p>	<p>◆片務的な呼種については、理論上ビル&キープ方式の導入は困難と考えますが、一方で、片務的な呼種の接続料精算が残ってしまう場合、本来のビル&キープ方式のメリットが減少することから、片務的な呼種についてもレベニューシェアなど従来の考え方に捉われない精算方式の導入に向けた検討を進めることに賛同します。</p>

追加質問に対する当社回答（4 / 4）

つながろう。驚きを。幸せを。



追加質問	当社回答
<h3>3. 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種について</h3>	
<p>（4）ビル&キープ方式の一律導入のためには、片務的な呼種の課題解決が必要だが、具体的にどのように検討すれば課題解決できるのか。（ビルキー賛同側からより具体案を示す必要があるのではないか）</p>	<p>◆片務的な呼種の接続料精算が残ってしまう場合、本来のビル&キープ方式のメリットが減少してしまう点について、各社の課題認識を共通化したうえで、まずは共通課題の解決に向けた方策（レベニューシェア等）について事業者間で協議していくことが望ましいと考えます。</p> <p>また、今回一般呼にビル&キープ方式原則化された場合、各社ともに、現実として片務的な呼種に接続料精算が残る課題に直面し、その負担を軽減させるため課題解決に向けた各社のインセンティブも高まり、協議が促進されるものと考えます。</p>
<p>（5）ビル&キープ方式の原則化に当たっては、一般呼における発着信トラフィックバランスの差異による「片務性」についても、片務的な呼種と同様に課題があるとの意見についてどう考えるか。</p>	<p>◆前述のとおり、公正な競争の結果生じた一般呼のトラフィックバランスの差異による「片務性」は、構造的に接続料取引が片方向となる「片務性」とは異なり、ビル&キープ方式の原則化に向けた課題にはなり得ないと考えます。</p>
<h3>4. 事業者の投資行動への影響について</h3>	
<p>（1）仮にビル&キープ方式を原則化した場合、音声サービスに係る設備投資を継続・拡大する事業者がいる一方で、音声サービスに係る設備投資を抑制する事業者も出てくる可能性があると考えるが、ビル&キープ方式の原則化がネットワーク全体の最適化につながると考えるか。</p>	<p>◆音声サービス市場は縮退傾向の中、各社は電話単体ではなくクラウドやAI等による高付加価値サービスへと事業展開している現状や、ビル&キープ方式は相手網コスト（相手接続料）の支払いも不要になること等をふまえると直ちに各社の設備投資抑制に繋がるものではないと考えます。</p>

「情報通信審議会 電気通信事業政策部会 接続政策委員会」追加質問にかかる回答

令和8年3月4日

総務省料金サービス課 御中

Colt テクノロジーサービス株式会社

1. はじめに

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、令和8年2月24日付でご照会のありました「接続料算定における長期増分費用（LRIC）方式の適用見直し等に関する追加質問」および「音声接続料に係るビル&キープ方式の原則化に関する追加質問」について、当社の見解を以下のとおり回答申し上げます。

2. 接続料算定における LRIC 方式の見直しに関する回答

2.1 メタル収容装置等の提供における非効率性の排除の見直し（質問 1 (2)）

当社の立場は以下のとおりである。

非効率排除の「明確な見直し」として示すべきは、メタル回線縮退に伴う設備・コスト・移行プロセスを、計画・実行・検証の各段階で一貫して合理化する全体計画および、第三者が客観的に検証可能な水準での情報の透明性である。

具体的には、次を示すべきである。

- エリア単位の移行手順および設備最適化方針
- 実績原価算定の前提となるパラメータと計算プロセス
- トラフィック減少と原価乖離に関する検証・開示
- 第三者（接続利用事業者を含む）が客観的に算定根拠を検証・追試できる進捗確認の枠組み

これらが揃って初めて「指定事業者の非効率の転嫁を抑えつつ移行が確実に進む」と評価できる。

2.2 実績原価方式への移行（質問 4 (1)）

実績原価方式への移行は、指定事業者（NTT 東西）の経営不効率や恣意的な費用配賦が、そのまま接続料の算定に混入するリスクを本質的に抱えている。このリスクを牽制するためには、東西のコスト構造を常に突き合わせ、経営効率を比較・検証するための「共通の物差し」が不可欠であり、東西均一料金の枠組みこそがその機能を担っ

ている。

「原価差」を理由に東西を分離し独自の算定を容認することは、この比較検証の機能を破壊し、指定事業者の不効率を追認して接続利用事業者に不当なコスト増を強いる道を開くものである。したがって、目先の微細な原価差異を理由とした制度改悪を行うべきではなく、実績原価の透明性と監視機能が担保される全国一律の枠組みを維持すべきである。

2.3 実績原価方式への移行（質問 4 (2)）

東西均一料金および交付金省令の枠組み維持を強く求める。東西を分離し独自の算定ロジックを認めれば、指定事業者の経営効率を比較・検証するための「共通の物差し」が失われる。目先の微細な料金差を追うよりも、東西のコスト構造を突き合わせ、恣意的な費用配賦や不効率の転嫁を牽制する全国一律の監視体制を優先すべきである。これに代わる厳格な仕組みがない限り、省令廃止には反対する。

2.4 「裁定方針」第 2 項におけるデータ提供環境整備（質問 8 (1)）

二者間協議の停滞や、指定事業者からの過度な開示要求を防ぐため、裁定方針において以下の基本原則を明確化することを強く求める。

① 客観的ベンチマークの採用

指定事業者の最新の接続料金（組み合わせ単金等）を客観的なベンチマークとして基礎に据えること。

② 標準適用時の個別データ提出免除

当該ベンチマークをそのまま参照する場合、非指定事業者に対するネットワーク図や原価データ等の個別データの提出要求は一切不要とすること。

③ 品質・構成差を反映する「上乗せ」の許容

帯域確保と QoS など、ネットワークの品質確保手法や構成の違いを適正に評価し、①の標準料金に対して一定の上乗せ（プレミアム）を認める方針を明記すること。

④ 「上乗せ」証明のためのデータ提出要件の厳格化（テンプレート化等）

上記③の「品質・構成差」を証明する目的に限り、非指定事業者の原価算定を実効化するため、総務省が事前に「基本的な資料の例示」を行うこと自体は否定しない。ただし、行政や指定事業者による青天井のデータ要求を防ぐため、以下の要件をセットで制度化することを必須条件とする。

- **提供可能な範囲への限定：** 新たに膨大な詳細原価計算を強いるのではなく、会社法に基づく計算書類や既存のネットワーク図など、実務上提供可能な範囲に限定すること。

- **テンプレート化の実施**：提出フォーマットを標準化（テンプレート化）し、データ作成にかかる非指定事業者の事務コスト・負担を最小化すること。
- **情報秘匿範囲の明確化**：提出されたネットワーク構成や原価構造が、競争相手である指定事業者に筒抜けにならないよう、厳格な営業機密の保護・秘匿範囲を事前に確約すること。

3. 音声接続料におけるビル&キープ方式（B&K）原則化に関する回答

3.1 B&K 方式のメリット・デメリット（質問 2（2））

当社は B&K 方式の原則化に反対する。

着信側ネットワークも着信を完了させるために相応の設備投資と運用コストを負担しており、「着信者の受益」を根拠に終端コストの精算を一律にゼロとすることは、正当な対価の否定である。結果として、他社網の設備・運用に対する費用負担を回避する行動を助長し、制度としての公平性を損なう。

とりわけ、推進派が制度化の最大の根拠として掲げる「精算事務の削減」は、片務呼（0120 等）を例外として精算を継続する運用案が示されている時点で成立しない。例外が一部でも残る以上、トラヒックの計測・照合・請求等に係る仕組みと運用は維持せざるを得ず、制度として期待される事務削減効果は大きく減殺される。すなわち、「事務を廃する」という目的と「事務を維持する」という運用が併存し、制度設計として自己矛盾を抱える。

精算システムと事務プロセスが残るのであれば、制度化を前提にする必要性は無く、適正な接続料を精算し合う現行の枠組みと B&K の合理性が確認出来た 2 者間で採用することが最も経済的合理性にかなう。制度化し、特定の事業者のみが例外として通行料を回収し得る一方で、他の事業者には終端側の投資インセンティブを一方的に損なわせるような制度は合理性に欠けるため、強制することには断固反対する。

3.2 固定→モバイル無償利用の不公平性（質問 2（6））

当該懸念は、固定／モバイルの別というより、B&K が価格シグナル（終端精算）を消すことで、終端側に費用が偏在しやすくなる構造の問題である。全国カバレッジの維持には巨額の CAPEX/OPEX が必要であり、着信終端には設備増強、監視運用、迷惑呼対策等の継続費用が伴う。

B&K を原則化すると、発着信が偏る局面でも終端側が合理的に回収できず、他社網へのただ乗りを制度的に誘発する。結果として、投資萎縮、品質・レジリエンス低下、利用者不利益につながり得る。

したがって、原則化は不適切であり、少なくとも偏在が一定閾値を超える場合は是正

(差分精算等)を欠いた制度設計は成り立たない。

3.3 トラフィック不均衡の原因と対処 (質問 2 (10))

不均衡は、料金設計 (かけ放題等)、業態 (コールセンター等の着信集中)、加入者属性、地域特性、設備配置等が重層的に作用して発生する。加えて、制度の歪みを利用して着信を人為的に増やす行動 (裁定・アービトラージ) が起きると、不均衡は増幅し得る (海外で社会問題化した例がある)。

また、不均衡は 0120 などのフリーダイヤルだけではなく、例えば大きなメーカーや金融機関における社内コールセンターなど通常の 0ABJ でも起こり得る。

社内コールセンターや医療機関への着信集中のような事例は、制度を B&K にしても自然に解消せず、実務上の解は同時通話チャンネル増強等の追加投資である。他方、B&K は終端側の回収経路を細らせ、必要な投資判断を阻害し得る。

よって、原因分析と是正措置 (客観指標・閾値・是正手段) を整えないまま原則化することは適当でない。

3.4 B&K 原則化における補完策の要否 (質問 2 (11))

結論として、公平性を確保しようとするれば、結局精緻な調整・計測・是正 (場合により差分精算) が不可欠となる。これは B&K が掲げる「交渉なし・精算なし・調整なし」と正面から矛盾する。

不均衡調整、広域カバレッジ負担、外部性 (着信集中等) の負担分担を制度側で担保するほど、例外・監視・事務が積み上がり、「精算事務削減」という根拠自体が崩れる。

したがって、補完策を積む前提の原則化は適当ではなく、少なくとも任意適用 (当事者合意) を超えて強制すべきではない。

3.5 PSTN 移行に伴う精算システム更改時期 (質問 2 (12))

当社は B&K 原則化に反対であるが、仮に制度変更を検討する場合でも一般論として、制度変更とシステム更改の同時進行は、課金・清算ロジック、データ仕様、監査・決算整合、相手先事業者との整合等に大きく影響する。

実務上は、仕様策定→改修開発→総合試験→並行稼働→切替→切替後検証まで一連の工程が必要であり、繁忙期や規制移行期を避けた十分な準備期間が不可欠である。拙速な切替は既存投資を不当に毀損し得るため、合意形成・移行には数年単位の経過

措置を前提に議論すべきである。なお海外でも、米国 FCC は B&K への移行に当たり、価格キャップ事業者で 6 年、レートオブリターン事業者で 9 年の段階移行を設定し、移行期の回収手当（ARC 等）を組み合わせている。

3.6 片務的呼の範囲（質問 3（1）（2））

片務的呼は、呼の性質・番号機能・業態により発着が恒常的に偏在し、終端側の増分費用が一方的に発生しやすい類型である。典型は、着信課金番号（0120 等）や番号翻訳を伴う呼（0570 等）、国際電話、B2B インバウンド等であり、特に企業向けでは大量着信に備えた冗長化・監視・容量確保が不可欠となる。また、0ABJ でも大企業内では社内コールセンターなどでも片務呼となり得る事例が存在する。

重要なのは、これらを B&K の例外と整理する時点で、呼種識別・計測・照合・請求等の仕組みが残り、精算事務削減の効果が制度全体として成立しにくいことである。したがって、片務呼の存在を前提に原則化を進めるべきではない。

3.7 ネットワーク全体の最適化につながるか（質問 4(1)）

当社は、B&K の原則化がネットワーク全体の最適化につながるとは考えない。終端側に発生する設備・運用コストの回収手段を弱めることで、冗長化、監視運用、容量確保等の投資が後回しになりやすく、結果として品質・レジリエンスの低下を招き得るためである。したがって、B&K の原則化には反対する。

3.8（具体例・技術差・海外前例）

3.7 のとおり、B&K の原則化は投資インセンティブを損ない得るが、その影響は「IP 化した音声は同じ」という前提を置くほど顕在化する。

特に、IP 音声の品質確保手法には、専用の通信容量をあらかじめ割り当てる帯域確保と、既存帯域内でパケットを優先する QoS 制御の 2 種類が存在し、両者はアーキテクチャも原価構造も根本的に異なる。これらを同一の IP 音声として同一視し、一律にゼロ精算を適用することは、高品質な帯域確保型ネットワークに対する正当な投資回収の機会を奪い、市場全体の通信品質を損ない得るため不適當である。

また、終端精算という価格シグナル(*1)が弱まるほど、制度の歪みを利用して着信トラヒックを人為的に増やし、費用を転嫁して収益化する行為が誘発され得る。実際に米国では、アクセス・アービトラージが問題化し、排除ルールの追加や監視・検知等の運用負担が増大している。これは推進派が掲げる精算事務の削減とは逆行し、制度

が簡素化ではなく複雑化へ向かうことを示す。

(*1) 価格シグナル

終端側で発生する増分コストが接続料として価格に反映されることで、過剰なトラフィック発生や他社網への負担転嫁に経済的な抑止が働くという規律である。

欧州でも、主要事業者団体が、強制 B&K はただ乗りと逆選択を招き、投資が重要な局面で市場に誤ったメッセージを送る旨を警告している。以上より、B&K の原則化には断固反対であり、仮に議論を継続するにしても、少なくとも任意適用を基本とし、不均衡や濫用が発生する局面での是正が客観指標に基づき担保されない限り、制度として強制すべきではない。

以上

(フリービット株式会社)

質問	回答
1 ビル&キープ方式に関する状況について	
<p>(1) 御社は、ビル&キープ方式で合意した接続事業者との間でなぜ当該方式で合意したのか。また、当該接続事業者は、なぜ御社との間でビル&キープ方式で合意することができたと考えるか。(対現在ビル&キープ方式を実施している事業者)</p>	<p>お互いに精算が不要となり、事務処理が簡略化されるためビル&キープ方式を要望いたしました。多くの事業者に要望をいたしました。少数の事業者(複数社)のみしか当該方式での合意をしていただけませんでした。理由は他社様のことですのでわかりませんが、総務省での過去の委員会等でビル&キープ方式に好意的な意見を述べていた事業者でも実際の導入はNGとのケースがありましたので、各社様々な社内事情がおりになるのではないかと推察いたします。</p>
2 ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて	
<p>(2) 社会的責務に伴うコストを受益者から適正に回収することが重要とのことだが、サービスの維持や安定性確保等は着信者も受益しているのではないかと。発信者のみを受益者とする理由は何か。自網において発信・着信できる便益を自社ユーザが受けると考えれば、ビル&キープ方式も適正なコスト回収と言えるのではないかと。(対各事業者)</p>	<p>もっともなご意見であると考えます。自社ユーザーに対して自社が提供するサービスは「発信できること」「着信できること」であり、ユーザーはそれらの便益を受けていると考えることが自然であると考えます。それに対して事業者は自社ユーザーから「発信できること」「着信できること」の対価を得る。その事により、社会的責務に伴うコストを受益者から適正に回収していることになると考えます。</p>
<p>(6) ビル&キープを原則化すると、モバイル事業者が整備した全国エリアを固定事業者はコスト負担なく利用できる状況となり公平性を損なうという意見についてどう考えるか。(対各事業者)</p>	<p>前項でも触れましたが、モバイル事業者は整備した全国エリアについては自社のユーザーに「発信」「着信」の便益を提供していますし、固定事業者も同じく「発信」「着信」の便益を自社ユーザー提供していると考えべきだと思います。</p>
<p>(9) ビル&キープを原則化した場合、むしろ参入障壁が高くなる可能性があるとの意見についてどう考えるか。(対フリービット)</p>	<p>新規参入事業者は、既存事業者は既に一部コストを着信接続料で回収していることについては織込み済みで、新たな市場とユーザ獲得を目指して参入するかと思いますので、特に不公平さや、ビル&キープ方式があることで参入障壁が高くなることはないと考えます。また、事業計画で一番問題になるのが、不確定要素となります。どのくらい請求されるかわからない不確定要素である着信接続料を考慮しなければ、費用側については自社網コストという確定要素だけで事業計画を立てる事ができ、大きなメリットとなります。更に、毎月の請求金額の算出・提示・乖離確認・請求された額の確認などの業務負担は大きいものなのでその負担が無くなる/無い事は人件費を含めたコスト削減に寄与しますので、新規参入事業者としては非常に助かる要因であると考えます。</p>
<p>(10) ビル&キープ方式の原則化によりコスト回収の問題が発生し得るのは、発着信トラフィックバランスの差異や音声接続料水準の差異が原因と思われるが、このうち、発着信トラフィックバランスの差異については、どのような原因で発生していると考えるか。単に事業者の規模が異なるだけでは発着信バランスに大きな差異が生まれるとは考えられず、例えば、①かけ放題の有無等、利用者料金の違い、②利用者にコールセンターが多い等、利用者の利用傾向の違い、③地方のみでサービス提供を行う場合に都市部への発信が多い等、地域差が考えられるか。その他に考えられる原因があるか。(対各事業者)</p>	<p>事業者規模で発着信トラフィックバランスに大きな差異が生まれるとは考えにくいと思います。その他の考えられる要因としては、②に内包されるかも知れませんが、サービス内容の違いがあるかと考えます。例えば、当社で提供している「AdSiP」のようなコールトラッキングサービス(※)をみえますと、当社とキャリアAとの発着信バランスでは当社からの発信がキャリアAからの着信に比べて数倍以上多くなっております。(※) 広告毎に異なる電話番号を振って、どの広告を見て電話してきたかを測定する広告効果測定サービス</p>
<p>(11) 上記の各原因による発着信トラフィックバランスの差異について、仮にビル&キープ方式の原則化を行うに当たり何らかの方策が必要と考えられるものがあるか。(対各事業者)</p>	<p>特にはないと考えております。</p>
<p>(12) PSTNマイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期にも配慮する必要があるとの意見についてどう考えるか。配慮が必要と考える場合、具体的な更改時期としてはいつ頃が想定されるか。(対各事業者)</p>	<p>(ユーザー請求と事業者間精算を含む) 請求システム全体に影響するようなものではないと想定されますので、特段の配慮は必要はないと考えます。もし、更改時期について配慮するとするならば、一般的なシステムの減価償却期間として5年程度が考えられます。</p>
3 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種について	
<p>(1) 片務的な呼種として、着信課金、国際通話、MVNO向けのプレフィックス自動付与機能に係る通話が挙げられているが、それ以外に留意すべき呼種があるか。(対各事業者)</p>	<p>MVNO向けプレフィックス自動付与機能の類型として、その他の00XYを使ったサービスも含まれるのではないのでしょうか。例えばソフトバンク社の「0063携帯電話使い分けサービス」など。</p>
<p>(2) 各社における、片務呼に係るトラフィック量、接続料取引額の規模はどの程度か。(対各事業者)</p>	<p>現時点ではほとんどありません。</p>
<p>(3) 片務的な呼種の精算方法として、トラフィックによらない定額やレベニューシェア等の精算方式を導入するとの意見についてどう考えるか。(対各事業者)</p>	<p>基本的な考え方としてビル&キープ方式では「呼量による精算をしない」ということがポイントであると考えますので、片務的な呼種も全てビル&キープ方式の対象にすべきであると考えます。しかし質問のような精算方式を経過措置もしくは激変緩和措置として導入することは考えられます。ただし、例えば「トラフィックによらない定額」ではスタートでの新規サービス開始が難しくなりますので、新規サービス開始時の例外の導入が必要になると思います。「レベニューシェア」については具体的なアイデアを持ち合わせておりませんが、自社努力による設備の効率化やサービス提供価格の低下を促進するものであれば良いと考えます。</p>
4 事業者の投資行動への影響について	
<p>(1) 仮にビル&キープ方式を原則化した場合、音声サービスに係る設備投資を継続・拡大する事業者がいる一方で、音声サービスに係る設備投資を抑制する事業者も出てくる可能性があると考えますが、ビル&キープ方式の原則化がネットワーク全体の最適化につながると考えるか。(対各事業者)</p>	<p>ファンダメンタルとして、音声サービスが全体として右肩下がりの状況なので設備投資を実施しにくい状況となっております。その中で、現在の事業者間精算の方法では、自社の設備を効率化すると着信接続料を下げることで収入が減ることになるため、最適化のインセンティブが正しく機能していない状況であると理解しております。ビル&キープ方式の原則化により自社コストの最適化がすすみ、効率的な設備投資となり、いままで投資できていなかった分野への投資も可能になるのではないかと考えます。一方、一部では着信接続料が無くなる事で設備投資を抑える事業者も出てくる可能性はあります。しかしながら、0AB-Jが双方向番号ポータビリティとなったことで、サービスレベルが下がった事業者からはユーザが離れていくという現象も出てきているように、長い目でみればそのような事業者は淘汰され音声系サービス全体としては最適化につながるのではないかと考えます。</p>

(1) 現在どのようなベンチマークを用いており、LRIC 方式から実績原価方式に変更された場合には具体的にどのような影響が及ぶのか。

■JUSA 回答

現在の音声接続料の事業者間協議において、LRIC（メタル IP 電話の固有設備にかかる接続料）は、電話網における「効率的な費用水準」を示す客観的且つ最も重要な指標（ベンチマーク）のひとつとして大きな役割をもって機能しています。多様な事業者及び多様な役務形態並びに事業者間の協議によって LRIC の他に組み合わせ単金や事業者独自の算定なども併用されています。しかし、LRIC がもつ最重要の意味は「効率的な費用」であることの証明が不要であることです。中小事業者は LRIC によって、執拗な値下げ要求を受ける大手事業者との接続協議において、（LRIC をアンカーポイントとして）妥結を目指すことができます。

仮に算定方式が実績原価方式に変更された場合、以下の影響が懸念されます。

- ネットワーク：指定事業者は現在 IP 網移行を前提とした算定を行っていますが、すべての事業者が同一ではなく、現在もレガシーな PSTN 網を稼働させている接続事業者も存在するなど状況は様々です。ネットワー

ク需要や網構成が異なることから実績原価としてのコストは指定事業者と異なります。これは、LRIC の料金水準より実績原価のそれが高いケースもありえます。

- ベンチマークの不透明化: 個別の設備投資状況や経営効率が直結する

「実績原価」は、構成の異なる他事業者にとって、自社料金の妥当性を測る客観的な基準になり得ません。これまで、交渉力の強い大手事業者から厳しい低減要求を受ける中で、LRIC は合意形成における「中立的な抛り所（最後の砦）」となります。

- 交渉格差の拡大: 実績原価方式への移行は、原価情報の透明性が十分に確保されない限り、情報力・交渉力に勝る大手事業者に有利な条件設定（接続料や卸料金の維持）を許容する蓋然性を高めると考えています。

公正な協議を担保するために、引き続き LRIC 方式が必要であると考えます。

(2) PSTN マイグレーション後は NTT 東西の「組合せ適用単金」が新たなベンチマークとなっており、その組合せ単金の形成要素であるメタル IP 電話接続料を LRIC 方式から実績原価方式へ変更しても影響は軽微との指摘について、どのように考えるか。

■JUSA 回答

1. 今後の設備投資状況や需要の変動により、実績原価が大きく上昇する可能性を否定できません。現時点での数値差のみを捉えて「軽微」と断じるのは性急ではないでしょうか。将来にわたって安定性が維持される保証もありません。
2. 軽微さをもって LRIC 方式を廃止することは、間接的に多様なネットワーク形態を持つ事業者間の公正な競争環境を損なう恐れがあります。

(3) 事業者間協議が滞るリスクが懸念されるのであれば、LRIC 方式を廃止しビル&キープ方式を原則化することにより、そもそも接続料の協議自体が不要となり、強い交渉力を有する大手事業者から低廉な接続料を求められるリスクもなくなるが、どのように考えるか。

■JUSA 回答

ご指摘の通りであると考えます。

現在の議論では「一般呼種にはBK方式を適用しつつ、片務的役務（例えば着信課金等の比較的高収益なサービス）については例外として個別協議による精算を残すべき」という考え方もあります。しかし、これでは結局、交渉力に勝る事業者に有利な条件が設定される構造から抜け出せず、事業者間協議の停滞リスクも解消されません。

片務的な呼種は大手事業者が大きなシェアを持ち、収益力も大きい分野です。ここに個別の協議に基づく精算の余地を残すことは、中小事業者の競争力を削ぎ、新規参入のハードルを高く維持することに他ならず、公正競争上の大きな問題となります。また、一部に片務的呼種として清算を維持し、それ以外をBK強制とすることは、番号の種別や役務の形態によって収益性の固定化（制限）を生むことになり、新たな参入障壁となったり、多様なサービス開発競争を阻害しかねません。

事業者からは「0120 や 0570 など高収益部分は片務的呼種として清算するのであれば、番号を保有する大手事業者の利益は確保され、これらの番号の取得が困難な中小事業者は競争上不利となる。体力の差が拡大し、電話市場において競争ができなくなる」「例えば 0570 で使われているような企業向けの受付

サービスを、0570 番号で提供した場合には費用精算が行われるのにもかかわらず、同じサービスを 050 番号や 03 番号を用いて提供した場合は BK 方式として清算無しとなるのは競争にならない」、「これまでも大手事業者から協議で痛く攻められ、安い接続料を強要されつづけた。協議の余地が残るということは、これが続くことになる」という意見があります。

片務的な呼種を含むすべての呼を BK 方式の原則対象とし、精算システムそのものを撤廃することこそが、事業者の負担を解消し、利用者利益を最大化する唯一の解決策であると考えます。もしくは BK 方式は現時点で原則化するものでなく、まずは個別の協議と合意による導入が推進されるべきです。

第 78 回接続政策委員会で当協会からお願いしたとおり、現状の BK 交渉の実態等を確認した上で、課題点を確認した上で議論していただくことを希望いたします。

【以下四角枠内は委員限り】

--

旧来の固定的な電話サービスは減少するものの、電話サービス自体は今後も多様化と発展を続けます。新しい事業者・サービスを促進し、日本の国際競争力を維持していくためにも、旧来のサービスの縮退を前提とした議論でなく、新たなプレイヤーの参入や活躍を推進するための議論をお願い致します。

接続政策委員会（第79回）事業者ヒアリング資料

接続政策委員会（第78回）を踏まえた追加質問に関する 当社の考え

2026/3/23

株式会社エネコム



会社概要

■ 社名

株式会社エネコム (Enecom,Inc.)

■ 本店所在地

広島市中区大手町二丁目11番10号

■ 資本金

60億円

■ 株主

中国電力株式会社

■ 取締役社長

岡部 恵二

■ 売上

494億円 (2025年3月期)

■ 従業員数

1,061名 (2025年4月1日現在)

■ 事業内容

[法人のお客さま向けサービス]

- ・ ソリューションサービス

通信ネットワーク、インターネット接続、クラウド、管理・保守、データセンター

- ・ DXコンサルティング

RPA・IoT・AIソリューションサービスを用いたコンサルティング

- ・ システムインテグレーション (システム開発・運用保守)

中国電力グループ向けシステム開発・保守

[個人のお客さま向けサービス]

- ・ インターネット接続サービス

メガ・エッグ

■ 許可・許可等

電気通信事業登録・認定事業者

追加質問に対する当社の考え（1/4）

■ 音声接続料にかかるビル&キープ方式の原則化の検討に関する追加質問（1/3）

追加質問	当社の意見
2 ビル&キープ方式について挙げられたメリット及びデメリットについて	
<p>(2) 社会的責務に伴うコストを受益者から適正に回収することが重要とのことだが、サービスの維持や安定性確保等は着信者も受益しているのではないかと。発信者のみを受益者とする理由は何か。自網において発信・着信できる便益を自社ユーザが受けると考えれば、ビル&キープ方式も適正なコスト回収と言えるのではないかと。（対各事業者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の精算方法では、発信者からの料金収入に加え、事業者間精算にて着信者分の精算も行っているため、受益者から適正に回収していると言え、「発信者のみを受益者とする」という指摘には当たらないものと考え。 ・自網内のみで終始する通信だけでなく、当然、他社網との発着信も発生するため、発信者からの料金収入に加え、着信者分の精算も行う事業者間精算こそが適正なコスト回収であると考えており、発着信トラフィックを均衡させることが出来ないことや各事業者の網コストが異なる状況下では、到底「ビル&キープ方式も適正なコスト回収」であるとは言い難いと考え。
<p>(6) ビル&キープを原則化すると、モバイル事業者が整備した全国エリアを固定事業者はコスト負担なく利用できる状況となり公平性を損なうという意見についてどう考えるか。（対各事業者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社意見提出の通り、接続料は事業者規模、地域性、サービス内容、技術要素等を加味してネットワーク構成され、結果的に網コストに反映される認識であり、接続料に水準差が生じることは自然なことである。 ・よって、係るコストを適正に精算する「事業者間精算」を継続することで、左記の公平性を担保することが可能と考え。

追加質問に対する当社の考え（2/4）

■ 音声接続料にかかるビル&キープ方式の原則化の検討に関する追加質問（2/3）

追加質問	当社の意見
<p>(10) ビル&キープ方式の原則化によりコスト回収の問題が発生し得るのは、発着信トラフィックバランスの差異や音声接続料水準の差異が原因と思われるが、このうち、発着信トラフィックバランスの差異については、どのような原因で発生していると考えるか。 単に事業者の規模が異なるだけでは発着信バランスに大きな差異が生まれるとは考えられず、例えば、 ①かけ放題の有無等、利用者料金の違い、 ②利用者にコールセンターが多い等、利用者の利用傾向の違い、 ③地方のみでサービス提供を行う場合に都市部への発着が多い等、地域差が考えられるか。 その他に考えられる原因があるか。（对各事業者）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・①や②も「発着信トラフィックバランスの差異」の発生原因になると考えらるが、③についても一般論として、全国事業者に比べて事業規模が小さく、ユーザ数が少ない「地方事業者」は、ユーザ数が多く、通信量の多い大都市圏等をエリアとする「全国事業者」からの着信が多い傾向にあると考えられる。 ・今後、上記の他にも様々な電話サービスが展開され、「発着信トラフィックバランスの差異」が引き続き発生する可能性も考えられるため、これを前提として「事業者間精算」を維持することは、有効な解決手段の一つと考える。
<p>(11) 上記の各原因による発着信トラフィックバランスの差異について、仮にビル&キープ方式の原則化を行うに当たり何らかの方策が必要と考えられるものがあるか。 （对各事業者）</p>	<p>（「ビル&キープ方式の原則化」には反対であり、これを前提とした質問には、回答を差し控えさせていただきます）</p>
<p>(12) PSTNマイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期にも配慮する必要があるとの意見についてどう考えるか。配慮が必要と考える場合、具体的な更改時期としてはいつ頃が想定されるか。（对各事業者）</p>	<p>（「ビル&キープ方式の原則化」には反対であり、これを前提とした質問には、回答を差し控えさせていただきます）</p>

追加質問に対する当社の考え（3/4）

■ 音声接続料にかかるビル&キープ方式の原則化の検討に関する追加質問（3/3）

追加質問	当社の意見
3 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種について	
<p>(1) 片務的な呼種として、着信課金、国際通話、MVNO向けのプレフィックス自動付与機能に係る通話が挙げられているが、それ以外に留意すべき呼種があるか。 (対各事業者)</p>	<p>・特にはありません。</p>
<p>(2) 各社における、片務呼に係るトラフィック量、接続料取引額の規模はどの程度か。(対各事業者)</p>	<p>(把握していないため、回答を差し控えさせていただきます)</p>
<p>(3) 片務的な呼種の精算方法として、トラフィックによらない定額やレベニューシェア等の精算方式を導入するとの意見についてどう考えるか。(対各事業者)</p>	<p>(「ビル&キープ方式の原則化」には反対であり、これを前提とした質問には、回答を差し控えさせていただきます)</p>
4 事業者の投資行動への影響について	
<p>(1) 仮にビル&キープ方式を原則化した場合、音声サービスに係る設備投資を継続・拡大する事業者がいる一方で、音声サービスに係る設備投資を抑制する事業者も出てくる可能性があると考えますが、ビル&キープ方式の原則化がネットワーク全体の最適化につながると考えるか。 (対各事業者)</p>	<p>・精算方法を「ビル&キープ方式の原則化」とすることで、「ネットワーク全体の最適化につながる」という主張および根拠は理解し難い。 ・むしろ「ビル&キープ方式の原則化」により、適正なコスト回収が出来なくなった事業者は、音声サービスに係る設備投資が困難になると考えられる。</p>

追加質問に対する当社の考え（4/4）

■ 接続料算定における長期増分費用（LRIC）方式の適用見直し等に関する追加質問

追加質問	当社の意見
4 実績原価方式への移行	
<p>(1) 現行制度ではLRIC方式が適用されるメタルIP電話固有部分の接続料は東西均一料金となっているが、LRIC方式から実際費用方式に移行した場合、東西それぞれの費用を踏まえて東西別料金とするか、それとも東西均一料金を維持すべきかについて、理由も含めて、どのように考えるか。（对各事業者）</p>	<p>・東西で地域差があるため、別料金とすることに違和感はない。</p>
<p>(2) 東西別料金とする場合、東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令は廃止することによいか。（对各事業者）</p>	<p>（判断しかねるため、回答を差し控えさせていただきます）</p>
8 「裁定方針」第2項における有効なデータの提供が行われるため等の環境整備	
<p>(1) 非指定事業者の原価等の算定を可能とするため、会社法等に基づく計算書類等を基にした算定に必要なデータの要件やネットワーク図等を予め総務省が例示すべきとの指摘について、どう考えるか。 また、「算定に必要なデータの要件」として挙げられているもの（＝費用は電気通信業務に係るものに限定する、原価に営業費は含めない、音声・データ等で共通的に発生する費用はトラヒックにて配賦）以外にどのような要件を求めるべきか。（对各事業者）</p>	<p>（判断しかねるため、回答を差し控えさせていただきます）</p>



from Enecom

未来のはじまりを、エネコムから。